

第2期（平成22～24年度）練馬区  
障害者地域自立支援協議会活動報告書

平成25年（2013年）3月

練馬区障害者地域自立支援協議会

## 【目 次】

1	はじめに	P 2
2	自立支援協議会について	P 3
	(1) 自立支援協議会の役割	
	(2) 主な協議事項	
	(3) 専門部会の設置	
	(4) 全体会と専門部会との関係	
3	全体会の活動概要	P 5
	(1) 全体会の開催状況と主な議題	
	(2) 全体会の意見	
4	専門部会の活動概要	P 19
	(1) 豊玉障害者地域生活支援センター（きらら）専門部会	
	(2) 光が丘障害者地域生活支援センター（すてっぷ）専門部会	
	(3) 石神井障害者地域生活支援センター（ういんぐ）専門部会	
	(4) 大泉障害者地域生活支援センター（さくら）専門部会	
5	第3期練馬区障害者地域自立支援協議会の方向性	P 32
	(1) 第3期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制	
	(2) 委員構成（全体会）	
	(3) 専門部会の設置	
	【資料】	P 35

## 1 はじめに

このたび、平成 22 年 4 月から行っている第 2 期練馬区障害者地域自立支援協議会が 3 年間の会期の終了を迎えることとなりました。

第 2 期自立支援協議会では、4 カ所の障害者地域生活支援センターごとに、「困難事例」、「権利擁護」、「地域移行」、「地域生活」等の協議事項を設けた専門部会を設置いたしました。専門部会では地域ごとの異なるさまざまな課題が抽出されます。その課題に対する取組等を専門部会で協議し、その内容を障害者地域自立支援協議会（全体会）に提案することで、さらに議論を深めるという作業を行って参りました。

第 2 期自立支援協議会の会期終了にあたり、全体会および各専門部会の活動内容をまとめることとなりましたが、第 1 期自立支援協議会の立ち上げから 5 年が経過する中で、少しずつではありますが、自立支援協議会における議論が深まってきたという手ごたえを感じております。これは、継続は力なりということと、議論の蓄積が大事であるということを証明するものです。これまでの議論をこのまま終わらせることなく、次期の自立支援協議会へ引き継ぐことが重要だと考え、今回このような形で第 2 期練馬区障害者地域自立支援協議会の活動をまとめましたので、ここに報告させていただきます。

第 2 期自立支援協議会の期間中には、様々な障害関係法令の施行・改正がありましたが、今もまだ変革の途中にあります。自立支援協議会は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成 24 年 4 月 1 日から法律上、区市町村に明確に設置が求められるものとなりました。これにより、自立支援協議会の役割は重要さを増し、運営の活性化に向けた取組が必要になります。障害福祉制度への取組はそれぞれの現場における積み重ねでしかありません。そういった意味で自立支援協議会は、地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有や課題の抽出を行い協議するという最良の制度であると、会長として関わらせていただいたことによって実感しております。次期の自立支援協議会では、第 2 期自立支援協議会の議論を踏まえ、より充実した協議の場となるよう、さらなる発展を期待いたします。

最後になりますが、3 年間に渡り、毎回活発な協議と積極的なご参加をいただいた委員の皆様、感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

練馬区障害者地域自立支援協議会

会長 高橋 紘士

## 2 自立支援協議会について

### (1) 自立支援協議会の役割

障害者の自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として、練馬区では平成 20 年 2 月に「練馬区障害者地域自立支援協議会」を設置しました。

平成 20 年 2 月から平成 22 年 3 月までの間に行われた第 1 期自立支援協議会終了以降、平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの期間を第 2 期とし、これまで 8 回の全体会を開催し協議を行ってきました。

これまで、障害者自立支援法施行規則第 65 条の 10（相談支援と地域自立支援協議会）において、障害者自立支援法第 77 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜として、「地域における障害福祉に関する関係者による連携および支援の体制に関する協議を行うための会議（自立支援協議会）の設置」が区市町村に求められていました。

しかし、改正障害者自立支援法（平成 24 年 12 月 10 日公布）により、「障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聴くよう努めなければならない」とされ、当協議会の機能充実が図られました。このため、障害者計画・第三期障害福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）の策定について、当協議会から意見書を提出しました（資料 24 ページ参照）。

また、計画策定後は、計画の進捗状況の確認やそこから導き出される課題の明確化、次期計画策定への課題等の抽出などの進行管理を行っていきます。

### 改正障害者自立支援法（平成 24 年 4 月 1 日施行）による自立支援協議会の位置づけ

#### (1) 設置目的

関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等（関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者）の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（改正障害者自立支援法第 89 条の 2 第 2 項）

#### (2) 障害福祉計画との関連

市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（改正障害者自立支援法第 88 条第 7 項）

(2) 主な協議事項

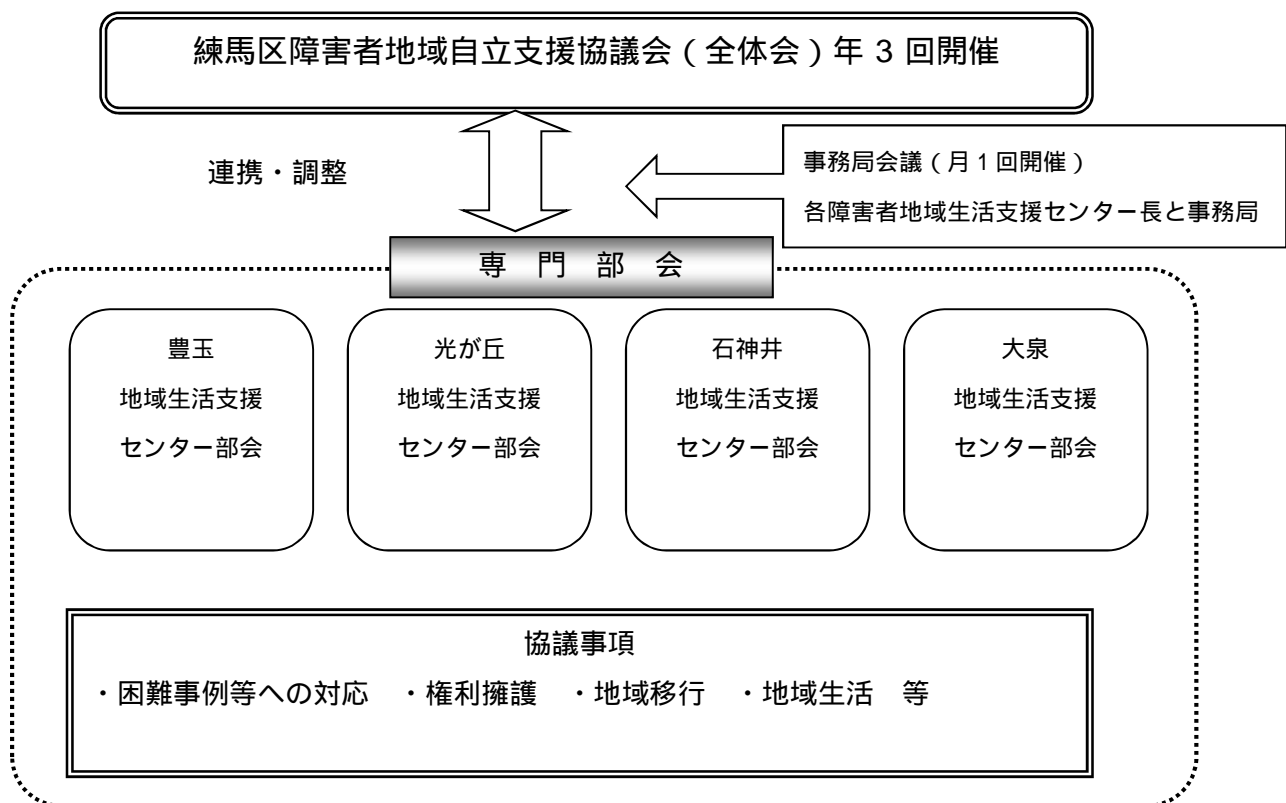
- 相談支援事業の運営に関すること
- 相談支援事業の調整に関すること
- ・地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること
- ・困難事例等への対応のあり方に対する協議、調整に関すること
- ・権利擁護に関する取り組みに関すること
- 障害者施策に関すること
- ・障害者計画の進捗状況の把握、確認に関すること

(3) 専門部会の設置

地域における課題の抽出と協議を行う場として、以下のとおり各障害者地域生活支援センターを事務局とする専門部会を設置しました。

- 豊玉障害者地域生活支援センター専門部会
- 光が丘障害者地域生活支援センター専門部会
- 石神井障害者地域生活支援センター専門部会
- 大泉障害者地域生活支援センター専門部会

(4) 全体会と専門部会との関係



### 3 全体会の活動概要

#### (1) 全体会の開催状況と主な議題

回	年月日	主な議題
第1回	平成22年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬区障害者地域自立支援協議会について</li> <li>・相談支援の現況および実例の報告</li> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・専門部会からの協議（豊玉障害者地域生活支援センター）</li> </ul>
第2回	平成22年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回練馬区障害者地域自立支援協議会について</li> <li>・相談支援の現況および実例の報告</li> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・専門部会からの協議（光が丘障害者地域生活支援センター）</li> </ul>
第3回	平成23年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬区障害者地域自立支援協議会の進め方等について</li> <li>・東日本大震災時の対応について</li> <li>・専門部会からの協議（大泉障害者地域生活支援センター）</li> <li>・練馬区障害者計画および第三期障害福祉計画に対する意見（案）について</li> </ul>
第4回	平成23年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等の動向について</li> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・専門部会からの協議（石神井障害者地域生活支援センター）</li> </ul>
第5回	平成24年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬区障害者計画および第三期障害福祉計画に対する意見（案）</li> <li>・練馬区障害者計画および第三期障害福祉計画素案（案）</li> </ul>
第6回	平成24年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度練馬区障害者地域自立協議会の進め方について</li> <li>・練馬区障害者計画および第三期障害福祉計画について</li> <li>・障害者虐待防止法施行に向けて</li> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・専門部会からの協議（光が丘障害者地域生活支援センター）</li> </ul>
第7回	平成24年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三期障害者地域自立支援協議会に向けた検討課題について</li> <li>・障害者虐待防止に係る区の体制について</li> <li>・専門部会からの協議（豊玉障害者地域生活支援センター）</li> </ul>
第8回	平成25年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度練馬区障害者施策の概要</li> <li>・練馬区における障害者虐待防止法への対応について</li> <li>・専門部会からの報告</li> <li>・第2期練馬区障害者地域自立支援協議会活動報告書について</li> <li>・第3期練馬区障害者地域自立支援協議会の方向性について</li> </ul>

## (2) 全体会の意見

### 各回の協議事項と意見

第1回 平成22年7月15日開催

### 専門部会からの協議（豊玉障害者地域生活支援センター）

#### 1 専門部会での検討経過

##### (1) 開催日

平成22年5月20日（木）

##### (2) 検討内容

家族が抱える精神障害者のケース検討を行った。精神障害は中途障害が多く、本人・家族とも障害に対する受容の準備が整っていないことや障害に対する専門的知識・相談機関等の情報がないために、支援につながる前に地域の中で当事者本人や家族が孤立してしまうことも多い。

また、障害を受容し専門的な支援を受け、一時期安定した地域生活を送っていたとしても、ふとしたきっかけで状態が悪くなり、入退院（所）を繰り返すこともある。安定した地域生活を継続して行っていくためには、緊急対応や各専門職が連携して支援を充実させていくことが大切であるとともに、障害当事者支援と同様に家族支援の充実も求められる。

#### 2 自立支援協議会への協議事項

##### (1) 個々のニーズ（障害特性）に応じた相談支援の充実について

・相談につながらない困難性

##### (2) 細やかな情報提供・情報共有について

・本人や家族に届く情報提供の方法

##### (3) 家族支援について

・家族と支援者との協働

#### 3 参考資料

2010 こころの健康・東京宣言（資料7-1）

こころの健康政策 構想会議（資料7-2）

#### 【全体会の意見】

- ・相談支援の窓口が広がるのが、地域のつながりにも結びついていく。地域生活支援センターそのものの存在を障害のある方に知ってもらうことが第1段階である。
- ・地域の中で、商店街や町会等も含めて、協働できる場をどうやってつくっていくか、今後の課題ではないか。

光が丘障害者地域生活支援センター専門部会（権利擁護）（協議）

1 開催日

平成22年9月17日

平成22年10月13日

2 協議内容

インディヴィジュアル・アドボカシー（1）の充実を目指した「地域安心ネットワーク」の構築をテーマに協議を進めた。

9月部会では、近隣区において地域安心ネットワークづくりに先進的に取り組んでいる板橋安心ネットより、事務局を務めている櫻井氏を招いて取り組みの説明をしていただき、10月部会において、板橋安心ネットの取り組みを参考に練馬型の地域安心ネットワークづくりについて協議をした。

顔の見える「支援者ネットワークの構築」と、「SOSカード」、「地域啓発」が地域安心ネットワークの活動の柱となること。取り組みにあたっては、当事者・家族を中心に、支援者、地域住民等、行政機関の役割分担が適切に行なわれる地域協働の関係づくりが重要となってくるとの意見で一致した。

またSOSカードについては、「緊急連絡」と「要支援の表明」という二つの機能を持つものであるが、「緊急連絡」の機能が注目されがちであるものの、障害者の地域での自立を支援するツールとしてとらえた時には、「要支援の表明」という機能に、より大きな可能性を持つとの認識が議論の中で共有されている。そしてSOSカードを機能させるためには、カードの提示を受けることで対応の主体となる、地域住民や公共機関の職員について、広く理解の浸透を図ることが必須条件となるとの意見で一致。地域社会への浸透については、行政の積極的な関与が求められる分野であることから、地域協働の中での行政の役割として検討していきたいところである。

3 自立支援協議会への協議内容

- ・練馬型地域安心ネットワークに期待される機能
- ・地域安心ネットワークにおける当事者、支援者、住民、行政の協働のあり方



## 1 インディヴィジュアル・アドボカシー

個々人に起こる身近な侵害を早期に救済するための権利擁護、支援者や親、教員、近所の住民などの代弁活動

前回の資料（光が丘障害者地域生活支援センター専門部会からの報告）のうち、権利擁護の3層構造の記載より。

システム・アドボカシー

組織としての権利擁護、裁判や成年後見制度など

インディヴィジュアル・アドボカシー

個々人に起こる身近な侵害を早期に救済するための権利擁護、支援者や親、教員、近所の住民などの代弁活動

セルフ・アドボカシー

障害のある方が自分で自分を守る

### 【全体会の意見】

- ・「SOSカード」の推進にあたっては、障害のある人に対して必要な支援ができるように、地域の商店街や関係機関に認知してもらう活動が非常に大切であり、1～2団体の活動では難しい。
- ・地域への障害理解と、カードの普及促進も併せて行う必要がある。
- ・障害のある方の地域での暮らしを支援するために、地域の中での見守り支援のネットワーク作りが必要である。

大泉障害者地域生活支援センター専門部会（困難事例）（協議）

1 開催日

平成22年11月22日（月）

平成23年 1月20日（木）

2 協議内容

区が昨年6・7月に実施した「練馬区障害者基礎調査」の調査結果を参考に、当事者が考える（希望する）将来の居住場所や、それにかかわる家族等の意向について、各委員が意見交換を行った。

住み慣れた地域で暮らしていくために、どのような仕組みを考えていけばよいか。どのようなサービスが充実すれば障害者が地域で安心して暮らしていけるのか。地域に住み続けられるような体制があれば、新たにこんな暮らし方もあるのではないかという「暮らしの形」の議論をもっと深めていくことが出来るというものであった。

他の人と関係がうまく作れない、隣り合った人に迷惑をかけるような場合は、誰がそれを受け止め解決の動きをするか。住む形態が多彩になっても住む場の周辺に関係を作り上げる仕組みがないと地域での暮らしが立ち行かなくなる。そうすると、「アパートで一人暮らし」を実現しても、またグループホーム・ケアホームに入居しても、そこが「ミニ施設化」してしまい、地域で当事者が悩むことになる。

3 自立支援協議会への協議事項

障害者にとっての「住まい」とは

- ・グループホーム、ケアホーム、入所施設等の障害福祉サービス事業による住まいの場以外の住まい方について多様な選択肢を。

障害福祉サービス事業によらない「住まい」について

- ・互助による支援の充実

「互助」：インフォーマルな相互扶助。（例）家族を含めた近隣の助け合いやボランティア等

「互助」を充実させるために必要なこと

- ・障害への理解

1 障害のある方とない方の理解

2 障害のある方どうしの理解

3 障害を受容出来ていない方（発達障害等）への理解

**【全体会の意見】**

- ・グループホーム・ケアホームとも違う、お互いが支え合える形を確保しながら生活できる家庭的な環境に近い住まい方もあるのではないか。
- ・地域の中で、お互いが自然に会話できる関係づくりのために、障害のある人もない人も関係なく集まれる「たまり場」のような環境はできないか。
- ・障害に対する理解を進めていくために、地域の中でもっと情報を発信していく必要があるのではないか。

練馬区立石神井障害者地域生活支援センターういんぐ専門部会（協議）

～地域移行～

1 専門部会の目的

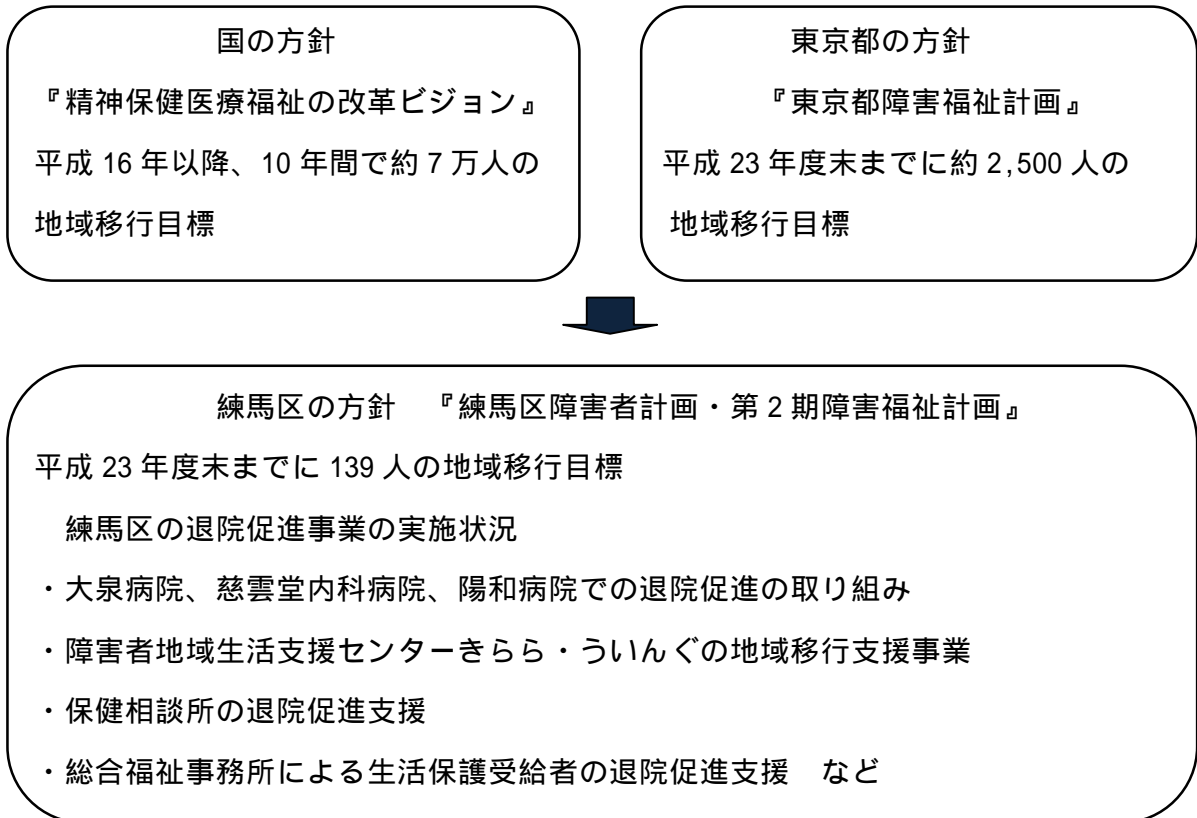
主に精神障害のある入院患者が、地域生活に移行・定着していく（退院促進）ための課題や支援方策について協議し、提案することを目的としている。

2 専門部会での協議課題

高齢障害者の地域生活への移行および定着について

3 課題提起の理由

（1）精神障害者の地域移行にかかわる施策等の状況



（2）区内の主な精神科医療機関の入院患者の年齢状況【平成23年6月30日現在】

医療機関	入院患者総数	60歳以上の人数・割合		65歳以上の人数・割合	
A	347人	209人	60.2%	150人	43.2%
B	217人	93人	42.8%	63人	29.0%
C	552人	395人	71.6%	348人	63.0%
計	1,116人	697人	62.5%	561人	50.3%

### (3) 平成22年度専門部会での協議内容

精神障害者の退院促進支援事業をベースとして、精神科病院・作業所・グループホーム・保健相談所等の関係者から、それぞれの支援現場での現状と課題を提起していただき、協議を行った。

精神科医療機関の入院患者の高齢化の実態を踏まえ、今後、地域移行を推進していくためには、高齢障害者が地域で自分らしく暮らし続けるための方策について、必要と考えられる社会資源等については以下の2点が考えられる。

高齢障害者が地域で安心して生活していくための住環境の整備

介護保険施設や障害者居住サービスに入居できない軽度の要介護者の住居の確保

地域住民や不動産関係者等の障害理解の促進

滞在型の障害者居住サービスの充実

高齢障害者に対応した障害福祉サービスから介護保険制度への円滑な移行

高齢障害者の生活の質、ライフスタイルを維持するサービスの移行（要介護認定の判定に精神障害・知的障害等の障害が加味されること、など）

高齢障害者ニーズに合う日中活動等のサービス充実(地域活動支援センター 型等)

障害者と高齢者の特性や社会資源に精通し、高齢障害者を支援できる専門職の養成

### 3 自立支援協議会への協議内容

上述のとおり、高齢精神障害者の地域移行について専門部会で議論を重ねた。同時に、事務局会議（各地域生活支援センター所長会）では、身体・知的障害者の入所施設からの地域移行、または、入所施設そのものの、社会資源としての位置づけを検討する必要性についても議論が行われた。

さらに地域移行というテーマを掘り下げて考えると、入所・入院からの地域移行だけでなく、家族同居からアパートやグループホーム・ケアホームへの住まいの場の変更も概念的には地域移行と考えることができるのではないかと。以上を踏まえ、以下の内容を自立支援協議会への協議案件とする。

地域移行に向けて、ライフステージ（年齢・心身状況等）に応じた支援のあり方

すでに高齢期に入り、要支援・要介護状態にある方、あるいは認知症等を発症している方への支援

もうすぐ高齢期に入る、比較的心身状況が安定している方への支援

若年層（20才～50才位）の方への支援

【全体会の意見】

- ・若年層のうちに訓練もかねて入居できる通過型、訓練型のグループホームに対するニーズが高まっている。
- ・地域のネットワーク作りの第一歩として、あいさつや声掛けをするなどのちょっとした運動から取り組めるものを具体的に1つでも作ってほしい。
- ・地域移行にあたっては、ひとりひとりに丁寧に支援プログラムを組み立てる必要がある。地域の中で生活するために、関係する人たちにどんどんつなげていくことができる支援者を増やしていく必要がある。

練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ専門部会（協議）

～ 権利擁護 ～

1 開催日

平成24年3月19日（月）

6月28日（木）

2 協議内容

光が丘地域生活支援センター専門部会は障害者の「権利擁護」をテーマに、地域による見守りの支援ツールとなる「安心カード」の運用について協議を進めてきた。先行事例となる板橋安心ネットの取り組みを参考に、練馬版安心カードの運用方法について検討を進めていたが、東日本大震災をきっかけに、災害時の支援も視野に入れての議論となった。

前回報告時までに整理された「安心カード」運用上の課題について、今期の議論において対応方法を検討することとしていたが、平成24年2月13日から、対象となる練馬区民のうち希望者に配付されている携帯用「救急あんしんシート」を活用した運用の可能性について検討した。「救急あんしんシート」は、健康に不安のある高齢者や障害者等が、外出の際の救急時に備えて、専用のケースに救急情報を入れて、かばんやベルトなど見える場所に常時携帯するものであるが、区民や救急隊（消防）、警察に周知されていることから、災害時を含めて、要支援者の統一的な目印として流用する可能性について検討を行なったものである。協議により活用の可能性について意見が一致したことから、事務局で試案を作成して6月28日の部会で確認し、「安心カード」と併行してすてっぷで運用を開始するとともに、練馬区型「安心カード」運用の提案として本会に報告することとした。

3 自立支援協議会への協議内容

障害者の地域生活は着実に拡大しているが、それに伴いトラブルに巻き込まれるリスクや災害時に孤立する可能性も増大している。障害者が権利侵害や犯罪被害に合わないよう、地域社会が見守り支えていく仕組みとしての地域安心ネットワークの構築にむけた行政や支援者の役割と、具体的な支援ツールとしての「安心カード」の普及について協議をお願いしたい。

【全体会の意見】

- ・「安心カード」の普及には、地域生活の中の身近なところから、カードの利用方法と併せて周知が必要なのではないか。
- ・「安心カード」を持つことで役立つことなど、障害当事者に対する活用方法等の周知も必要である。

練馬区立豊玉障害者地域生活支援センターきらら専門部会（協議）

～ 困難事例 ～

1 開催日

平成24年9月27日（木）

2 協議内容

当専門部会では「困難事例」をテーマに協議をすすめてきた。9月の専門部会では、豊玉障害者地域生活支援センターきららの利用者への相談支援から見えてきた「利用者の高齢化に伴う課題について」をテーマに報告を行った（添付資料参照）。専門部会の協議においては、精神障害分野を中心に、主に以下の意見が出された。

家族がいない（ひとり暮らしも含む）方はサービスが入りやすい一方で、両親とともに暮らしているとサービスが入りにくい。両親がいる方は、両親の介護が必要になった時、当事者自身の立ち位置も不明確になり、三人共倒れになってしまう場合もある。

精神障害者の地域生活の安定に関しては、長期入院の方や急性期病棟からの退院の方に関わらず、入院・退院支援から地域での定着までは一体化した取り組みが必要である。

成年後見人制度を有効的に活用する必要がある。

ひとり暮らしの「寂しさ」に対応する夕暮れから夜にかけてのサービスの充実が必要である。

地域の中で行政以外も関わる見守りシステムや、孤立しがちな方との交流が必要である。

当事者を支える家族の困難さから「訪問看護システム」や「アウトリーチシステム」の充実が必要である。

3 自立支援協議会への協議内容

平成23年1月に発刊された「障害者基礎調査」では3障害とも7割の方が住



み慣れた練馬区で将来も暮らしたいと回答している。障害を持ちながら高齢になっても安心して地域で暮らしていくためには、どのような制度や社会資源があれば良いか、以下の点について協議をお願いしたい。

他障害における高齢期の課題と支援について

高齢期を支えるために必要な「見守り体制・システム」とは

高齢期を支える相談支援のあり方とは

ライフステージに応じた地域生活支援とは

#### 【全体会の意見】

- ・障害者も高齢者も地域と一緒に暮らせる「とも暮らし」が、障害当事者にとってもその家族にとっても望ましい形である。
- ・「施設」という形ではなく、「空き家」を共生型の住宅に活用できないか。
- ・通所施設の利用者にも高齢化が見られる。高齢障害者を対象とした作業所があると、当事者の生活リズムを変えずに居住環境を整備できる仕組みづくりができるのではないか。

## 障害者計画・障害福祉計画への意見

### 提言 1

地域の相談支援事業者や障害者相談員、民生委員等と、総合福祉事務所や保健相談所、障害者地域生活支援センターとが密接に連携し情報共有を図る必要がある。

そのためには、地域における相談支援事業者の質と量を充実させる必要がある。また、発達障害については、こどもから大人まで切れ目のない支援の仕組みを構築する必要がある。

### 計画書への反映

- ア) 障害者地域生活支援センター等の相談の充実、相談支援ネットワーク
- イ) 成人期の発達障害支援の課題について、検討を進める。

### 提言 2

介護や訓練だけでなく、柔軟な対応が可能な施設サービスの創設が必要である。そのためには、区有地への民間事業者誘致等、区と事業者の協働により、日中活動系サービスや居住系サービスの充実を図る必要がある。

### 計画書への反映

- ア) 生活介護事業所誘致、地域活動支援センター 型の整備
- イ) グループホーム・ケアホームの整備
- ウ) 障害福祉計画によるサービス等の目標設定

### 提言 3

日頃から障害のあるなしに関わらず、一住民として地域の防災等に参加する必要がある。そのためには、地域の関係機関が、障害理解等の啓発活動を行うとともに、障害特性に応じた情報提供を行う必要がある。

### 計画書への反映

- ア) 防災に関する取組を各論の一つとした。
- イ) 啓発、コミュニケーション支援の充実

## 第2期練馬区障害者地域自立支援協議会に参加して

### 練馬区障害者地域自立支援協議会の運営について

- ・ 発達障害や重度の障害に対する情報提供と協議が若干少ないと感じた。
- ・ 自立支援協議会の協議が報告だけで終わらないような取組をして欲しい。
- ・ 地域生活支援センターと障害者の間にある「地域」における取組についての協議をさらに進めて欲しい。
- ・ 自立支援協議会での協議は、就労に至る前段の方々の支援に関するテーマが多かったように思う。
- ・ 支援者よりも入院の経験のある方々が語るにより、地域での障害理解等が進むことを感じる。障害当事者の持つ力を引き出せるような協議をしていきたい。

### 障害者施策について

- ・ 精神障害者に対する取組みの遅れがあったが、身体・知的と並んで精神障害がようやく同一の枠組みになったと感じた。今後、全障害の対応ができる地域生活支援センターになるにはどう進めていくかという問題がある。
- ・ 人材育成のためのプログラムの実施に力を入れて欲しい。
- ・ ボランティアの活用、人材育成の推進に取り組んで欲しい。
- ・ 日々の相談に至る雑談の中で起きてくる個人の困りごと大切にし、その積み重ねから次の施策などの提案をしていく必要がある。

### その他

- ・ 成人期の発達障害は、抱える問題等が複雑化する。
- ・ 医療機関の中でも医療連携の連絡会のスタートを迎えるが、今後、障害福祉サービスや介護保険の関係機関を含めた形で連携できればよいというところで勉強させてもらう期間だった。
- ・ 色々な形で、民生委員が地域の中で関わっていかなければいけない問題があると感じた。
- ・ 全ての障害に対応できるように、まずは一人の利用者との関係性を深めていくという感じで一步一步進んでいる。

## 4 専門部会の活動概要

### (1) 豊玉障害者地域生活支援センター(きらら)専門部会

#### (1) 専門部会の検討テーマ・目的

各委員が所属するそれぞれの立場（精神科医療機関、就労継続支援B型事業所、家族会、民生委員、行政関係機関など）から、利用者支援について支援をする中で、「困難と思われた事例」を通して、課題や現状、支援方策について報告しあい、障害のある方がより豊かな地域生活を送るための協議を行っている。

#### (2) 専門部会の開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成22年5月20日	<p>練馬家族会より事例報告 <u>社会資源につながない精神障害者について</u></p> <p>【内容】            色々な分野で支援のキーになる人が関わっていくことが大きな要素である。アウトリーチは必要な要素。            家族への支援も必要である。            精神疾患について、子どもの時から学べるカリキュラムがあると良い。</p>
第2回	平成22年9月16日	<p>相談支援の現状について</p> <p>各委員より所属組織、支援する利用者から見えてくる現状を報告していただいた。</p>
第3回	平成22年12月16日	<p>障害当事者からの講話</p> <p>精神障害のある方を講師に招き講話の後、質疑応答を行った。            どのような人なら相談しやすいか            公的な相談窓口は利用しやすいか            家族は相談機関の情報を知っていたか</p>
第4回	平成23年2月17日	<p>関係機関との情報共有</p> <p>精神障害は誰もがなりうるということを広報できると良い。            相談から支援に早くつなげることが大切である。</p>
第5回	平成23年5月19日	<p>第3期障害福祉計画についての意見交換</p> <p>災害時の対応等について意見交換、情報共有</p> <p>教育的な関わりや予防的な視点から教員や生徒などにも精神に関する研修があると良い            震災時の各委員および関係障害団体の動きの報告</p>
第6回	平成23年9月15日	<p>基幹型相談支援センター（案）についての意見交換</p>
第7回	平成24年1月12日	<p>練馬区障害者計画、第3期障害福祉計画素案についての意見交換</p>
第8回	平成24年6月14日	<p>きららより事例報告 <u>発達障害と診断されている利用者への支援について</u></p> <p>関係機関との連携に関して情報共有や相談支援の方法について統一しておくことが必要である。            発達障害の方は相談支援の場面の中で社会への不満を訴えることが多いが、そうした関わりの中で関係機関とつながっているのかもしれない。</p>

第9回	平成24年9月27日	<p>きららより事例報告 利用者の高齢化に伴う課題について  <u>検討の必要がある課題について</u>          家族が抱える状況を変える必要性から「訪問看護システムの充実」「アウトリーチシステム」の充実について。          地域の中で行政以外も関わる見守りシステムや孤立しがちな方との交流の必要性について。          寂しさに対応する夕暮れから夜にかけてのサービスの充実について。          家族がいない(独居も含む)方はサービスが入りやすい一方で、両親とともに暮らしているとサービスが入りにくい。両親がいると介護が必要になったり、その時に当事者自身の立ち位置も不明確になって三人共倒れになってしまう場合もある。          精神障害者の地域生活の安定に関しては、長期入院の方や急性期病棟からの退院の方に関わらず、入院・退院支援から地域での定着までは一体化した取り組みが必要である。          成年後見人制度を活用する可能性について。</p> <p>第3期障害者地域自立支援協議会に向けた検討課題について</p>
第10回	平成25年2月4日	<p>第2期練馬区障害者自立支援協議会 豊玉専門部会のまとめと、  <u>第3期自立支援協議会の方向性について</u>          第3期に向けた意見          家族支援という視点からも高齢期に向けた支援の充実は必要である。          相談窓口や対応など、議論の切り口が広いテーマである。          施設などでは高齢化によりプログラムになじまない人が出ている。</p>

(3) 専門部会の協議の中で見えてきた課題

課題：1	地域で必要な人に情報が届かない、または、社会資源につながっていない精神障害者への支援について
------	--

現状	精神障害があり、なかなか社会とつながる場面や、きっかけがないと閉じこもりがちになってしまう。家族もなかなか外に目を向けられないため、自分たちでなんとかしようと思ってしまう。
課題に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族が抱えざるを得ない状況になることは多い。アウトリーチシステムの体制作りが必要ではないか。</li> <li>・子どもの時から精神疾患について学べる機会があると良い。</li> </ul>
解決に向けた取り組み	相談支援事業（特定相談支援・一般相談支援）が制度として始まり、支援者がアウトリーチ的に関わるきっかけができたのではないかと。制度が運用される中で、どのような関わりができるのか精査する必要がある。

課題：2	成年期の発達障害の方への支援について
------	--------------------

現状	学生時代に支援機関につながるものが少なく、就労の場面によりつまづきが表面化し、医療機関や相談支援機関につながるケースが多い。
課題に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援の場面においては社会への不満などを訴えることが多いが、そうした関わりの中で関係機関とつながっているのかもしれない。</li> <li>・関係機関との連携に関して、情報共有や相談支援の方法について統一しておくことが必要。</li> </ul>
解決に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活技能訓練（SST）プログラムへの参加による対人関係スキルの向上や、支援者と時間を掛けた関わりの中で信頼関係を作ることが望まれる。</li> </ul>

課題：3	障害を持つ方の高齢期の課題について
------	-------------------

現状	最近の相談傾向に顕著なものの一つに高齢化がある。地域生活の場面や作業所、施設においても本人と家族の高齢化に伴う課題がみられる。
課題に対する意見	<p>家族がない(ひとり暮らしも含む)方はサービスが入りやすい一方で、両親とともに暮らしているとサービスが入りにくい。両親がいる方は、両親の介護が必要になった時、当事者自身の立ち位置も不明確になり、三人共倒れになってしまう場合もある。</p> <p>精神障害者の地域生活の安定に関しては、長期入院の方や急性期病棟からの退院の方に関わらず、入院・退院支援から地域での定着まででは一体化した取り組みが必要である。</p> <p>成年後見人制度を有効的に活用する必要がある。</p> <p>ひとり暮らしの「寂しさ」に対応する夕暮れから夜にかけてのサービスの充実が必要である。</p> <p>地域の中で行政以外も関わる見守りシステムや、孤立しがちな方との交流が必要である。</p> <p>当事者を支える家族の困難さから「訪問看護システム」や「アウトリーチシステム」の充実が必要である。</p>
解決に向けた取り組み	各障害分野や団体での取り組みが主であるが、個別に持ち込まれる相談を大きな課題としてとらえる視点が必要である。全国的な展開として地域で暮らせる仕組みづくりが望まれている。

#### (4) 第3期への引き継ぎおよび提案事項等

<p>地域で暮らす障害者に必要な情報が届きにくいと、どのような方法（システム）が有効か議論があると良い。社会資源につながっていない精神障害者への支援は家族が抱えざるを得ない状況になっており家族への支援も大切なことである。</p> <p>高齢期を迎える方へのより良い支援を行うために、今後、各障害分野でも議論が深まることから相談支援の方向性を議論できると良い（議論の切り口も含めて）。</p>
---

(2) 光が丘障害者地域生活支援センター(すてっぷ)専門部会

(1) 専門部会の検討テーマ・目的

「権利擁護」  
 障害者が、地域社会において自分らしく自立した生活ができるようにするためには、障害ゆえにその権利を侵害されることがないように、強固な権利擁護の仕組みを築くことが必要である。  
 本専門部会では、その為に地域社会が果たす役割について、具体的な提案をできるように協議を進めてきた。

(2) 専門部会の開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成22年6月18日	<p><u>第2期の部会について</u>                      第2期運営方針を確認。</p> <p><u>検討テーマ「権利擁護」及び検討方法について</u>                      幅広い内容を含むテーマであるため、権利擁護の3層構造について事務局より資料提供。協議により、インディヴィジュアルアドボカシー（地域による見守りと代弁）の定着と支援ツールとしての安心カードにテーマを絞り込むこととなった。</p> <p><u>外部委員の人選について</u>                      上記テーマの協議を進めるにあたっての外部委員の候補者の人選を行った。</p>
第2回	平成22年9月17日	<p><u>板橋安心ネット事務局からの報告</u>                      分科会研修として、隣接する板橋区で安心カードの運用に取り組んでいる板橋安心ネットの桜井氏より、取り組みの報告をしていただいた。</p>
第3回	平成22年10月13日	<p><u>板橋安心ネットについての意見交換と練馬区版「安心ネット」の方向性</u>                      前回の研修を受けて委員で意見交換を行った。練馬区で安心カードを作成し運用する際の課題について協議した。委員より、事業所単位で取り組んでいる内容の報告もあった。事業所や団体単位では有効に機能させるのは困難であり、せめて自治体単位での取り組みとし、地域社会に周知、共有できる環境とすることが必要であるとの意見が共有された。</p>
第4回	平成23年2月4日	<p><u>前回検討した「練馬安心ネット(仮)」の内容の整理</u>                      前回の意見交換の内容を整理し、練馬版安心ネット構築の課題を委員で共有した。</p> <p><u>練馬版安心カードの発行について</u>                      安心ネット構築に向けて、支援ツールとしての練馬版安心カードについて、事務局よりたたき台を提示。内容を検討するとともに、運用方法について、具体的な課題を出し合った。プライバシー保護や情報管理、犯罪誘発への配慮等が議論されている。</p>
第5回	平成23年5月20日	<p><u>障害福祉計画への意見の反映について</u>                      障害者計画作成の参考資料として、事務局でこの間の協議内容を整理した提出資料案を作成し、委員で意見交換、提出資料の内容を確認している。</p> <p><u>災害への対応に関する意見(東日本大震災の経験から)</u>                      全体会議事務局(事業計画担当係)より、災害時の対応についての意見聴取が行われた。主に障害当事者(家族)委員より、東日本大震災時の経験及び意見をいただいている。</p>

第 6 回	平成23年9月8日	<p><u>法改正等の動きについて</u>  障害者基本法改正や虐待防止法施行、改正自立支援法などの法改正の動きについて、事務局より委員に情報提供した。</p> <p><u>東日本大震災時の対応について</u>  防災への取り組みについて、障害者施策推進課よりヒアリング内容のまとめの報告があり、意見交換を行った。</p> <p><u>安心カードの運用について</u>  第4回までの協議内容を事務局でまとめ、委員で協議し、練馬安心カード運用に向けた課題を整理した。当事者が活用するための力と、トラブル発生時の支援者となる地域住民や行政機関等への周知啓発が課題であることが確認された。また災害時に要支援状態となる障害者への災害時支援について問題提起がされている。</p>
第 7 回	平成23年11月4日	<p><u>安心カードの災害時の活用について</u>  前回の問題提起を受けて、災害時の安心カードの活用について議論した。事務局より、練馬区の災害時の要援護者支援の仕組みについて説明。安心カードの活用について議論し、災害時支援につなぐツールとして活用の可能性があることが共有できた。</p>
第 8 回	平成24年1月11日	<p><u>第三期障害福祉計画素案について</u>  障害者施策推進課より説明。質疑が行われた。</p>
第 9 回	平成24年3月19日	<p><u>救急あんしんシートの活用について</u>  安心カード運用の課題への対応として、事務局より高齢社会対策課で配布している安心シートを活用した取り組み案を提示。障害者版としての活用について協議している。地域や行政機関への周知を進めるには、高齢者支援の仕組みを活用することは有効との意見が共有された。</p>
第10回	平成24年6月28日	<p><u>第2期第6回自立支援協議会での協議内容について</u>  【テーマ】救急あんしんシートの活用による「見守り」の仕組みづくり  事務局で報告案を作成。委員で確認している。  <u>専門部会運営への意見交換（来期に向けて）</u>  障害者施策推進課より次期自立支援協議会の運営方針を説明。意見交換を行った。</p>
第 1 1 回	平成24年10月19日	<p><u>第3期障害者地域自立支援協議会に向けた検討課題について</u>  次期自立支援協議会の体制および運営等について、意見交換を行った。</p>
第 1 2 回	平成25年2月22日	<p><u>都のヘルプカード作成ガイドラインについて情報提供、意見交換</u>  地域での共有という課題への取り組みとして、都のガイドラインについて情報提供。意見交換を行った。動き出したばかりの取り組みであり、当事者の声を入れた活用をしていかなければならないが、練馬としても積極的に活用していきたいとの意見であった。</p> <p><u>第三期障害者自立支援協議会に向けた検討課題について</u>  第2期の協議に、都のヘルプカード作成ガイドラインに沿って作成を進めることを追加して、事務局で報告書案を作成。内容の検討を行い、委員より承認を得た。</p>



(3) 専門部会の協議の中で見えてきた課題

課題：1	見守りの支援ツールとしての安心カードの定着・活用が望まれるが、トラブル発生時や災害時に支援者や代弁者としての役割を果たしていただく地域住民（商店等や居合わせた人）や行政機関（警察や消防、交通機関）への周知啓発がなければ実効性のある支援ツールとはならない。
------	---

現状	障害理解、見守りツールの存在と共に地域社会の理解が不十分。
課題に対する意見	イベント的な手法のみではなく、長期継続的な障害理解の啓発活動が望まれる。 安心カードについては、事業所や団体レベルの作成、運用では定着は難しい。最低限、区として発行し運用しなければ周知されないのではないか。むしろ障害福祉分野のみでなく、練馬区全体での取り組みにすることが必要ではないか。
解決に向けた取り組み	都で定めたヘルプマークを活用し、ヘルプカード作成のガイドラインに沿って作成することで、都民への広範な周知が期待できる。 高齢、保健、防災など、他分野ともヘルプマークの活用を共有することも望まれる。 各分野でのイベントで継続的に安心カード（ヘルプマーク）の周知活動を行うとともに、合わせて長期継続的に障害理解を進める活動を行いたい。 障害から高齢、保健、防災、警察、消防など、要支援者と支援者をつなぎ、情報を共有できる横断的な見守りネットワーク会議の設置を検討したい。

課題：2	標準的なカード形式の安心カードでは、通常は収納しておいて非常時に自ら提示する形式となる。カードの意図を理解し、必要時に適切に提示できる障害者は限られている。
------	--

現状	作成しても収納しっぱなしになりがち。 中、重度の障害者には、ほとんど利用されていない。
課題に対する意見	提示型だけでなく、要支援に気づけるツールも必要ではないか。 支援を求める力をつけるためには、障害当事者も活用の仕方を学ぶことが必要ではないか。
解決に向けた取り組み	練馬区として統一した様式（マーク）を定めるが、障害者の多様性に配慮して複数の形式で作成を行う。カード型、折り畳み式、キーホルダータイプ（安心シート形式）など、多様な形式から選択し、個々の障害者が自らの生活にマッチした利用方法を検討できるようにする。非常時の目印となるネッカチーフやバッジなど、補助ツールについても作成したい。当事者の視点で利用をイメージできるように、作成には当事者の参画を求める。 当事者の活用する力を育むために、トラブルや災害時を想定したロールプレイを入れるなど、障害当事者が利用をイメージしやすいような学習プログラムのモデルを作成し、事業所や学校、団体などでの学習活動を推進する。

課題：3	平常時には大きな困難なく生活している障害者も、変化への対応が困難な方が多く、災害時にはその多くが要支援状態となってしまう。
------	---

現状	社会環境が整ってきたことで、障害者の就労、社会生活とも広域化しているが、移動時の見守りは薄く、東日本大震災時には、多くの障害者が帰宅困難となった。
課題に対する意見	安心カードの運用にあたっては、災害等の非常時も含めた支援ツールとして普及されることが望まれる。
解決に向けた取り組み	都のヘルプカード作成のガイドラインに沿って「練馬安心カード」を作成し、広く障害者への普及を進める。 防災部署との連携により、地区の防災訓練等での啓発活動を継続的に行う。

課題：4	トラブル発生時の緊急対応は、居合わせた第三者や警察等の行政機関が行うことになるが、多くは障害理解もなく、本人情報も持たない状態での対応となる。安心カードを所持して連絡をもらえるようにしても、現地での対応者に適切な情報提供を行って、理解と支援を求めるためには、高度の情報伝達のスキルを必要とする。
------	---

現状	緊急対応は主に家族（保護者）が行っているが、精神的な余裕が持てない状況でのやり取りで、新たなトラブルを生じることもある。
課題に対する意見	施設を利用している障害者には、施設側でも対応しているが、時間外や休日の対応となりがちで、対応には限界がある。複数の理解者の連携による対応が必要ではないか。
解決に向けた取り組み	個別の地域生活支援の連携を進めるために、相談支援や生活支援事業の利用を推進する。 本人情報の整理、共有のツールとして、サポートブックや生活支援ノートを作成を推進する。相談支援を通じて作成を支援する、作成の広報、作成支援のイベントを実施する等、複合的な取り組みが望まれる。作成したものは、本人が所持して活用したり、支援者間の情報共有に活用したい。

課題：5	多様な障害者が活用するものであり、生じるトラブルも多様なものが想定される。そのため安心カードを発行しても、当事者の生活にマッチした仕組みとなっているか、継続的なモニタリングと改善は不可欠である。
------	---

現状	高齢者を主体として配布されている安心シートにおいても、発行をもって事業は終了となっており、継続的なモニタリングや再発行は予定されていない。
課題に対する意見	様々な想定をしたとしても、障害者の多様な生活の在り方をカバーすることは困難である。また、犯罪者の標的になる等の新たな問題も考えられる。普及を進めながら継続的に問題を洗い出して、より当事者にあった仕組みに仕上げていきたい。
解決に向けた取り組み	計画から作成、モニタリングを行う作業チームを構成し、作成から一定期間、定着と改善を進める。その後は分野ごとに担当者（部署）を設け、定期的に連絡会を召集して、情報を共有する。

(4) 第3期への引き継ぎおよび提案事項等

<p>当事者、支援者が加わった作業チームにより、都のヘルプカード作成ガイドラインにそった安心カードを作成し、運用。モニタリングと改善仕組みづくりを進める。</p> <p>インディヴィジュアルアドボカシー（見守りと代弁）については、安心カードというツールを活用することで、地域安心ネットワーク等、連携の仕組みづくりを進めていきたい。</p> <p>虐待防止法の施行、権利条約の批准準備を背景に、成年後見事業を含めたシステムアドボカシー（制度としての権利擁護）について、区の現状と進むべき方向性について第2期では保留してきた議論を開始したい。</p>
---

(3) 石神井障害者地域生活支援センター(ういんぐ)専門部会

(1) 専門部会の検討テーマ・目的

主に精神障害のある入院患者が、地域生活に移行・定着していく(退院促進)ための課題や支援方策について協議し、提案することを目的としている。

(2) 専門部会の開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成22年5月12日	<p>第2期障害者自立支援協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度からの経過説明</li> <li>入院患者の高齢化による社会的入院について</li> <li>・区内3つの精神科病院(陽和・大泉・慈雲堂)より長期入院患者の状況、退院を促進する上での課題等の説明の後意見交換を行った。</li> </ul>
第2回	平成22年7月14日	<p>第1回障害者自立支援協議会提出資料の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行に向けて現状の課題と原因、対策を整理した資料を基に協議を行った。</li> <li>精神科病院・作業所・グループホームより現状と課題について</li> <li>・病院・作業所の実態調査から見えてきた状況や課題について意見交換を行った。</li> </ul>
第3回	平成22年9月8日	<p>地域移行専門部会の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会の今までの課題の共有と今後の方向性について確認をした。</li> <li>作業所・グループホーム・保健相談所より現状と課題について</li> <li>・作業所・グループホーム・保健相談所からの現況報告を受け意見交換を行った。</li> </ul>
第4回	平成22年11月10日	<p>第2回障害者自立支援協議会の報告</p> <p>平成22年度地域移行専門部会のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度専門部会で話し合われた課題のなかで、入居施設や住環境の改善等、退院の促進に向けての意見交換を行った。</li> </ul>
第5回	平成23年1月19日	<p>今後の障害者自立支援協議会の方向性について</p> <p>地域移行(退院・退所)に伴う住居の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行の住居加、住居サービスの概要について意見交換を行った。</li> <li>高齢障害者の介護保険サービスへ移行事例について</li> <li>・事例検討を行うとともに、保健相談所・権利擁護センターへ高齢障害者の介護保険サービス移行状況をヒアリングしその結果を基に意見交換を行った。</li> </ul>
第6回	平成23年3月9日	<p>今後の障害者自立支援協議会の進め方と専門部会の協議内容について</p> <p>高齢者相談センターより高齢障害者の支援の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石神井・大泉高齢者相談センターからの事例報告を受け、独居の高齢者と地域の関係性の構築等、支援のポイントについて意見交換を行った。</li> </ul>
第7回	平成23年5月18日	<p>練馬区障害者福祉計画策定について</p> <p>防災対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3・11東北大地震時にどのように過ごし、どのような課題を感じたかを報告し合い、防災対策に関する協議に向けて意見交換を行った。</li> </ul>

第8回	平成23年7月13日	<p>自立支援協議会への提案課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議課題として「高齢障害者の地域生活への移行および定着について」を提起することとした。</li> </ul> <p>平成23年度地域移行専門部会の方向性について</p>
第9回	平成23年9月14日	<p>自立支援協議会に提案する地域移行専門部会の協議課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の主な精神科医療機関の入院患者等の年齢条件を踏まえ、課題についての提案の確認を行った。</li> </ul> <p>練馬区における地域移行支援事業の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きらら・ういんぐのサポーター活動等、地域移行支援事業の取り組みを報告し、意見交換を行った。</li> </ul>
第10回	平成23年12月21日	<p>練馬区障害福祉計画に対する意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のネットワークの構築や住まい、障害福祉施策など自立支援協議会からの意見資料を基に意見交換を行った。</li> </ul>
第11回	平成24年5月9日	<p>東京都より24年度の地域移行の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援と地域定着支援として個別給付になる等東京都より説明があり意見交換を行った。</li> </ul> <p>練馬区より相談支援事業の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな相談支援事業の仕組みについて説明があり意見交換を行った。</li> </ul>
第12回	平成24年6月27日	<p>東京都より相談支援事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の専門部会で多くの意見や課題が出たことから、より具体的な説明および意見交換を行った。</li> </ul> <p>高齢者の地域移行における支援例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽和病院より40年近く入院していた方の地域移行の事例の報告の後、意見交換を行った。</li> </ul>
第13回	平成24年8月1日	<p>障害者自立支援協議会の報告</p> <p>高齢者の地域移行における支援のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所より、高齢者・精神障害者の退院促進の係りとしての「自立支援プログラム」の取り組みについて説明後、意見交換が行われた。</li> <li>・精神科病院より、最近のデータを基に入院患者の年齢と在院年数の推移について説明があった。</li> </ul>
第14回	平成24年10月3日	<p>高齢期の精神障害者への支援の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者相談センターの機能や事例を基に説明後、意見交換を行った。</li> </ul> <p>今後の自立支援協議会の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期障害者自立支援協議会に向けた検討課題について意見交換を行った。</li> </ul>
第15回	平成25年2月6日	<p>第3期自立支援協議会に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期障害者自立支援協議会の体制(案)等の確認を行った。</li> </ul> <p>第2期自立支援協議会専門部会のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期のまとめと第3期においても障害者の地域移行および地域生活の支援のあり方に関する協議を行う方向性について意見交換を行った。また東京都より他区(中部センター管轄)の地域移行専門部会の実施内容について報告が行われた。</li> </ul>

(3) 専門部会の協議の中で見えてきた課題

課題：1	介護保険法と自立支援法を活用した多角的な地域生活支援の必要性
------	--------------------------------

現状	現在、精神科病院に入院している患者の多くが60歳以上の高齢者である。 高齢者になればなるほど在院年数が長くなっており、本人をとりまく支援環境が乏しい。
課題に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動系サービス（作業所等）への通所が困難な人も多い。</li> <li>・当事者本人の高齢化は、併せて家族の高齢化の問題でもある。</li> <li>・高齢になるほど、心身の状況等から単身生活が困難になる。</li> </ul>
解決に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動センター 型等、訓練型ではない、安心できる居場所となる日中活動系のサービスの仕組みが必要である。</li> <li>・家族の存在に代わる様々なサービスの活用</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>

課題：2	当事者が、安心して住み続けることができる住環境の整備
------	----------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特養や老健は、精神障害者の受け入れが難しい状況がある。また、地域のアパートでは単身生活が困難なことから、退院の促進が難しい状況がある。</li> <li>・日中活動の場があり、なおかつ、身の回りのことができないとグループホームの入居は難しい。</li> <li>・保証人が立てづらい。</li> </ul>
課題に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患について、知らないことが多く偏見も多い。</li> <li>・具合が悪くなった時などのリスクや不安がある。</li> <li>・自立支援法では、精神障害者の高齢化をあまり想定していない。</li> </ul>
解決に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害への理解・啓発の促進</li> <li>・滞在型グループホームの整備、ケアホームの設置基準の緩和</li> <li>・障害者の賃貸物件に関する仲介業者への支援</li> <li>・地域支援者の継続的な関わり</li> </ul>

(4) 第3期への引き継ぎおよび提案事項等

<p>入院医療の必要性が無くなったというだけで、地域生活が成り立つということではない。地域で安定的な生活を維持していくためにはインフォーマルを含めた様々な支援体制の整備が必要である。住居や緊急時対応（一時入所・ミドルスティなど）も含めた環境整備も地域移行を進める上で大切である。</p>
---

#### (4) 大泉障害者地域生活支援センター(さくら)専門部会

##### (1) 専門部会の検討テーマ・目的

テーマ：「障害のある人のこれからの住まい方」＝「地域での暮らし」を考える。  
 練馬区の障害施策としてグループホーム（GH）、ケアホーム（CH）の整備が推進されてきた。  
 一方『練馬区障害者基礎調査』により、既存の家庭での暮らしを希望する意見が多数挙がった。  
 この点を踏まえ、障害者の地域生活を改めて捉えなおし、ニーズ、必要な仕組みを検討する。

##### (2) 専門部会の開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成22年9月3日	<p>情報提供『練馬区障害者基礎調査』GH,CH整備の施策に対して家族との生活を希望が多数</p> <p>今後のテーマ検討のイメージの共有</p> <p>各委員から、所属団体、関わりのある障害者の「生活」ニーズの概要の提示された。これにより、同じ障害種別であっても個々の背景やニーズの個人差が大きい、障害毎のニーズが異なる面がある、GH,CHへのニーズと、既存の家族との生活、少しの見守りのできる単独の生活等の生活像があること、等がイメージされた。地域での生活の継続のためには、公的サービスだけでなくコミュニティで可能な方法を含めた検討が必要であるう、また今後の検討により各障害の共通項が抽出されるのではないかと結論に至った。</p>
第2回	平成22年11月22日	<p>事例発表：地域生活の継続への阻害要因の提示と共有</p> <p>発達障害：手帳制度、年金制度の狭間の問題による経済的自立困難、必要な支援の個別差、就職、ケア不足による二次障害</p> <p>視覚障害：中途障害の課題（受容、家族支援、相談・サービスにつながらない、経済的不安）、不動産賃貸が出来ず、主な就業である三療開業が困難</p> <p>福祉事務所：中途障害の相談の流れ</p> <p>ケアホーム：ケアホームの運営困難、支援困難の実態</p> <p>ヘルパー事業所：本人ニーズのあり方、相談窓口の設置が必要</p>
第3回	平成22年1月30日	<p>欲しいサービス、不足しているサービスの意見提示</p> <p>・GHに関するイメージの共有： 各障害から見たグループホーム、個々のマッチング、コレクティブハウス</p> <p>・地域での暮らしを支える仕組み： 多くの相談窓口、地域ケアのための障害者の存在がわかる仕組み、中途障害者が情報を得られる窓口の仕組み（行政）、情報を得られる手段（中途視覚障害、トイレ）</p>
第4回	平成23年5月30日	<p>地域支援システムの具体化、実質的な議論としての『互助』について検討</p> <p>・議論のあり方について検討：個別の事例検討、障害毎の差、課題から共通項を見出したい</p> <p>・震災時の各委員および関係障害団体の動きの報告</p> <p>震災によって感じられた地域コミュニティの重要性</p>
第5回	平成23年9月22日	<p>・互助が必要な背景として、多様な暮らし方の希望に対するメニューの必要性、障害でくくれない特性、ニーズにあり方に対する地域コミュニティのあり方として、制度先行でない身近な人との接点が大切、サービスとのミスマッチを補完する、中途障害でのサービスにつながらない傾向への対応</p> <p>・互助を具体化するための方法</p> <p>障害毎の課題提示が共通課題の抽出の前提条件ではないか、という議論があった。</p> <p>相談できる体制（ケアマネ的存在）、多様なニーズに対する社会資源を増やす、インフォーマルな資源を含めた工夫が必要。そのためには、誰が具体的に動くのかの検討が必要。地域相談支援事業所、基幹相談支援センターの今後の役割も検討。</p>

第 6 回	平成23年12月13日	練馬区障害者計画、第三期障害福祉計画への意見集約
第 7 回	平成24年6月21日	<p>地域コミュニティ、ネットワークをどうとらえるかの議論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域像は一人の当事者の生活のためのソフトの組み立ての像としてある。</li> <li>・障害によっては親の高齢化は地域生活の困難を意味し、地域という発想はない</li> <li>・地域、コミュニティを一定の形で形作るのは難しい。区全体のエリアでも困難。</li> <li>・コミュニケーションはもとよりだが、起点になる働きかけがないと自然発生しない。地域内でのネットワークづくりの取り組みが実現の方法ではないか。</li> </ul>
第 8 回	平成24年9月11日	<p>第 2 期のまとめへの方向性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 期の部会構成とテーマの継続性の確認</li> <li>・これまでの議論の経過を確認</li> </ul>
第 9 回	平成25年2月7日	<p>第 2 期のまとめの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議経過の流れと課題の確認</li> <li>・部会のこれまでの意義や共有できたことについての話し合い</li> <li>・今後へ継続する課題の確認</li> </ul>

(3) 専門部会の協議の中で見えてきた課題

課題： 1	障害のある人の暮らし方を話し合う中で、障害による違いが大きいことが浮き彫りになった。
-------	--

現状	希望する「暮らし」のイメージは障害毎に、また同じ障害であっても個人差が非常に大きく、一様な制度・サービスでは対応できない。また障害当事者・団体間、支援者間でもこの違いへの認識は十分であるとは言えない。
課題に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害毎、個別のニーズの抽出によって、各障害の共通項を見出せるのではないか。</li> <li>・それぞれの障害分野で足りない・欲しいサービス、社会資源を整理してはどうか。</li> <li>・地域での暮らしのために公的サービスで提供できること、地域・互助によって補完できることを挙げる。</li> <li>・障害者の「暮らし」を支えるためにコミュニティ内作れる仕組みはどのようなものか。</li> <li>・前提として、全ての障害に対して、また個々のニーズに応じて柔軟に情報提供できる仕組み、多くの相談窓口が必要。</li> <li>・ネットワークづくりは小さい地域内、一人の当事者を巡っての取り組みによるのではないか。</li> </ul>
解決に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の共通点、相違点をイメージし共有するために、専門部会内で事例発表を行い、それぞれの障害の地域での暮らしの困難さや課題を共有した。</li> <li>・各回の協議により、多様なニーズに対して、多くの相談窓口の確保と窓口に関する情報の広報が必要である、どこからでも適切なサービスにつながるシステム整備が必要であるという共通認識等が得られた。</li> </ul>

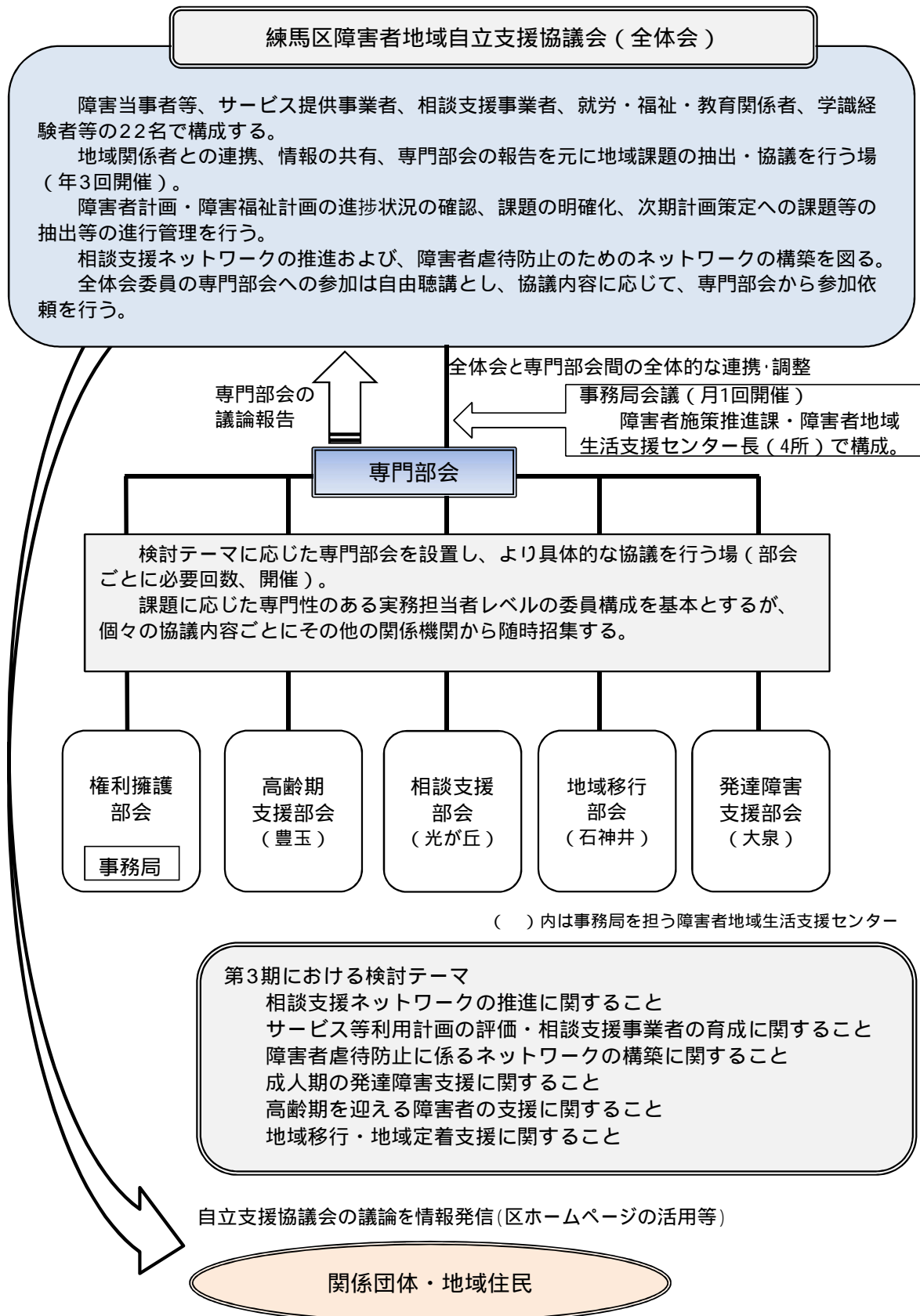
(4) 第3期への引き継ぎおよび提案事項等

<p>各障害の地域生活継続に必要な条件を抽出し、社会資源作りや地域生活を続ける有効な方法を検討・共有する場として自立支援協議会を活用したい。  地域生活の好事例、困難事例、ネットワーク化の好事例等を共有できる場があると良い。  障害毎のニーズを相互理解するために、ニーズを抽出する様式や、支援モデルがあると良い。</p>
--



## 5 第3期練馬区障害者地域自立支援協議会の方向性

### (1) 第3期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制(案)



(2) 委員構成(全体会)

下記、内訳のとおり全体会委員の人数は22名とする。

なお、協議内容により、全体会委員に含まれない障害種別の当事者等から、意見を述べてもらう機会を設ける。

選出区分	内訳	推薦依頼先
障害当事者等 (8人)	障害種別は構成団体間で調整の上、決定する。	障害者団体連合会
サービス提供事業者 (4人)	居宅系サービス事業者	事業者連絡会
	居住系サービス事業者	
	日中活動系サービス事業者	
	障害児支援サービス事業者	
就労関係者(2人)	ハローワーク	池袋公共職業安定所
	区内企業	練馬区就労促進協会
相談支援事業者 (4人)	相談支援事業 (障害者地域生活支援センター)	
福祉関係者(1人)	民生委員	経営課
教育関係者(1人)	教員(特別支援学校)	学校長
学識経験者(2人)	大学教授	
	医師	練馬区医師会

(3) 専門部会の設置

第3期における検討テーマに基づき、下記のとおり5つの専門部会を設置する。

障害児分野および就労分野等の既存の会議体がある分野は、自立支援協議会として専門部会は設置しないが、既存のネットワーク会議と相互に交流を図りながら連携し、幅広く検討を行う。

(部会名の下のカッコ内は事務局を担う地域生活支援センター。権利擁護部会は障害者施策推進課が事務局を担う。)

各部会	概要	主な協議テーマ
権利擁護部会	関係機関の協力体制を強化し、障害者虐待防止のためのネットワークを構築するとともに、障害者の権利擁護について検討する。	・ 障害者虐待防止に関すること ・ 地域における見守り支援のネットワークに関すること
高齢期支援部会 (豊玉)	高齢化の課題への対応や、今後必要となる支援のあり方に関する協議を行う。	・ 高齢期を迎える障害者の支援に関すること ・ 関係機関との連携に関すること

<p>相談支援 部会 (光が丘)</p>	<p>相談支援ネットワークの推進と相談支援の体制整備に関する協議を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援のネットワーク作り</li> <li>・相談支援の課題等への取組</li> <li>・サービス等利用計画の評価</li> <li>・相談支援事業者の育成に関する こと</li> </ul>
<p>地域移行 部会 (石神井)</p>	<p>障害者の地域移行および地域生活の支援のあり方に関する協議を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行・地域定着支援に関する こと</li> <li>・地域での暮らしを続けるために 必要な支援の充実に関する こと (地域の社会資源の開発・活用等)</li> </ul>
<p>発達支援 部会 (大泉)</p>	<p>大人の発達障害に対する支援のあり方に関する協議を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年期の発達障害者への支援に 関すること</li> <li>・関係機関との連携に関する こと</li> </ul>

## 【資料】

1	練馬区障害者地域自立支援協議会意見書（平成 23 年 6 月）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 6
2	練馬区障害者地域自立支援協議会意見書（平成 24 年 1 月）	・ ・ ・ ・ ・ P 4 1
3	練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・ P 4 6
4	全体会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ P 4 8
5	区側出席者名簿	・ ・ ・ ・ ・ P 4 9
6	豊玉障害者地域生活支援センター（きらら）専門部会委員名簿	・ ・ ・ ・ P 4 9
7	光が丘障害者地域生活支援センター（すてっぷ）専門部会委員名簿	・ ・ ・ P 5 0
8	石神井障害者地域生活支援センター（ういんぐ）専門部会委員名簿	・ ・ ・ P 5 1
9	大泉障害者地域生活支援センター（さくら）専門部会委員名簿	・ ・ ・ ・ P 5 2
10	全体会資料（各専門部会からの報告）	・ ・ ・ ・ ・ P 5 3

平成 23 年 6 月 30 日

練馬区長 志村 豊志郎 様

練馬区障害者地域自立支援協議会  
会長 高橋 紘士

練馬区障害者計画および第三期練馬区障害福祉計画に対する意見

平成 22 年 12 月 10 日に公布された改正障害者自立支援法等の中で、自立支援協議会の設置根拠が規則上の位置づけから法律上の位置づけに変わりました。同時に障害福祉計画を定め、又は変更する場合には、自立支援協議会から意見を聴くよう努めなければならないとされています。また、改正障害者自立支援法では、相談支援の充実を大きな改正点とし、相談支援体制強化や支給決定プロセスの見直し等を盛り込んでおります。

練馬区障害者地域自立支援協議会は第 1 期(平成 20 年 2 月～平成 22 年 3 月)で 5 回開催し、報告書を練馬区へ提出しました。また、平成 21 年 1 月より障害者地域生活支援センター毎に課題別専門部会を設置し、議論を深めました。下記の内容は各専門部会の意見から共通の課題を抽出したものです。第 1 期報告書と合わせて練馬区障害者地域自立支援協議会の意見として具申いたします。

記

1. 障害者が地域で自立した生活が送れるよう、日中活動系サービス・居住系サービス・居宅系サービスの質と量の両面の充実を図る必要がある。
2. 障害者は障害種別・程度・年齢等に応じて、地域生活に必要な社会資源が異なっている。それを踏まえたうえで、個々に応じて相談支援を始め、様々な地域の社会資源をネットワーク化させる必要がある。
3. 障害者が地域で自立した生活を送るには、障害福祉関係機関によるものだけでなく、様々な人的・物的支援が必要である。障害福祉関係機関以外に対しても、情報提供や障害理解・障害啓発の取り組みを充実させていく必要がある。

## 各専門部会の意見

施設名 : 豊玉障害者地域生活支援センター

検討課題 : 困難事例

障害のある方の家族と障害当事者から必要な相談支援の体制や相談支援機関に繋がったきっかけ等について、意見を伺い、関係者で議論を深めた。

### 家族支援について

精神障害等の場合、障害を受け入れることに時間がかかる場合が多く、家族が支援方法や福祉サービス等について情報・知識がなく、結果として家族で抱え込んでしまう場合がある。本人のみならず、家族に対する情報提供や相談支援等を通じて家族支援の充実を図る必要がある。

### 相談先について

本専門部会で相談支援に繋がった当事者は、その後状態が良くなったとの報告があった。当事者が心身状態を自ら他者に話すことの大切さを改めて感じた。今回意見を聞いた方だけでなく、障害基礎調査報告書(「悩みごとや心配ごとの相談先」72ページ～76ページ)においても、多くの障害者が、学校教師、職場の先輩や上司、友人・知人等の身近な存在を相談先としている現状があった。また、精神障害者保健福祉手帳等を取得した後でも医療機関に繋がっている場合は、医療機関に相談するケースも多い。よって、福祉事務所や保健相談所や障害者地域生活支援センターの相談支援の機能強化を図るとともに、学校、職場、友人・知人、医療機関といった身近な相談先との支援ネットワークを作る必要がある。

### 情報提供について

精神障害の場合、早期に専門機関につながるにより症状の重篤化を防ぐことが期待できる。区報などを活用し、講演会等について広く情報提供するとともに、教育機関や医療機関とは、よりこまめに情報共有を図り連携を強化する必要がある。

施設名 : 光が丘障害者地域生活支援センター  
検討課題: 権利擁護

障害のある方が地域で暮らし続けていく場合、権利擁護の観点も含め、地域全体で地域生活を支援していくという仕組みが必要であるという観点で検討をした。

障害者の人権を守るためには、権利を侵害されうるという視点の下に、本人＝セルフアドボカシー、社会＝インディヴィジュアルアドボカシー、法律＝システムアドボカシーの各段階での権利擁護の支援が整えられ、重層的で強固な権利擁護の仕組みづくりが必要である。

法的な擁護の仕組みは成年後見制度が柱となるが、現行法では高齢者を主体とした仕組みとなっている。そのため障害者の視点に立った運用を可能とするために、より実用的な運用のあり方について関係者が広く参加した形での横断的な議論と、早急な運用の改善が必要である。

障害者の権利擁護においては、生活の様々な場面での権利侵害が予想され、かつ侵害に気づき主張することが困難な方が多い。このことから当事者が気づき主張することができるように、全ての支援者の責務として、当事者への人権啓発の取り組みを継続的に行っていく必要がある。

ひとり一人の障害者が、地域社会において個として尊重され、安心して地域生活を送るためには、地域が権利擁護の視点を持って障害者の地域生活を支援していくという「見守り支援ネットワーク」を構築していくことが必要である。その際には、障害福祉関係者だけでなく、警察・消防などの公共機関、商店や地域住民を巻き込んだネットワークとする必要がある。

施設名 : 石神井障害者地域生活支援センター  
検討課題: 地域移行

主に精神障害者の入院から地域生活への移行・定着を検討していく中で、現在、精神科病棟に入院している方の内、多くの方が60歳以上である現状があった。そこから見えてくる高齢障害者の課題を中心に検討を進めた。

#### 介護保険制度と障害者自立支援制度の活用

支援者は両制度についての知識が必要になる。また、それぞれをどのように組み合わせ、地域生活支援をしていくかが大切である。よって、障害福祉関係部署と高齢福祉関係部署とで情報共有および連携強化を図る必要がある。

#### 障害福祉関係機関について

##### 【日中活動系サービス】

単身の方・家族と同居している方（単身生活が可能の方・そうでない方）と、現状は様々であるが、加齢等により現在所属している日中活動系サービス（作業所等）に通所しつづけることが困難な状況になった場合の生活スタイルを考えると、新たな日中活動系サービスの仕組みが必要である。具体的には、すでに現行計画で設置が計画化されている地域活動支援センター型事業について行政・施設関係者等が事業内容について協議する場を設けること、また、障害者の高齢化の課題に早期対応していくためのモデル事業の創設等を計画に位置付けてほしい。

また、障害者本人の高齢化は併せて家族の高齢化の課題でもある。家族の存在に代わる様々なサービスを活用していけるよう支援していく必要がある。

##### 【居住系サービス】

練馬区内の精神障害者グループホーム・ケアホームでは、退所者全体の内、約40%の方は単身生活に移行しているが、高齢になるほど心身状況等から単身生活は困難な場合も多い。ケアマネージャーや高齢者相談センター（地域包括支援センター）と情報交換をし、特別養護老人ホームや有料老人ホーム入所を模索しているケースもある。こういった方々が、安心して暮らし続けていける居住の場の整備が必要である。



施設名 : 大泉障害者地域生活支援センター

検討課題 : 困難事例

各委員から、ケースを持ち寄り検討し、「住まい方」を共通課題として検討を深めた。

#### 様々な形態の住まいを支える支援

障害者の「住まいの場」としては、障害福祉サービスとしての住まいの場「グループホーム・ケアホーム」だけでなく、障害福祉サービスではない住まい方を希望または実践している方も多い。例としては、「親亡き後も持ち家に住まい続ける」「コレクティブハウス」「一人暮らし」等があげられる。

障害のある方が地域社会の中で自分らしい「住まいの場」を確保していくためには、様々な住まい方についての情報提供とともに、自己選択・自己決定を支援し、それを支えて続けていく相談支援ネットワークを構築していく必要がある。

#### 「互助」による地域生活支援の充実

インフォーマルな相互扶助（家族を含めた近隣の助け合いやボランティア等）を充実させていくことにより、障害者の地域生活はより豊かなものになる。そのためには、障害理解・啓発の取り組みが大切である。その際には、障害のある方同士や障害を受容できていない方への障害理解・啓発の取り組みも大切である。

2 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書(平成 24 年 1 月)

練馬区障害者地域自立支援協議会意見書

平成 24 年 (2012 年) 1 月

## はじめに

練馬区障害者地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする区内の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として設置され、第1期として平成20年2月から平成22年1月までの間に、5回にわたり協議を行いました。

第2期では、教育関係の委員を加え、練馬区内4ヶ所の練馬区立障害者地域生活支援センターに課題毎の専門部会を設け、協議を深めてまいりました。

国の動きでは、平成22年12月10日に公布された改正障害者自立支援法等の中で、自立支援協議会の設置根拠が規則上の位置づけから法律上の位置づけに変わりました。同時に障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聴くよう努めなければならないとされました。

これを受け、平成23年12月から平成24年1月にかけて、4つの専門部会において練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）の素案の案について、協議し意見をまとめました。

各専門部会での意見を踏まえ、練馬区障害者地域自立支援協議会として練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画に対する意見を提出します。

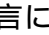
最後になりますが、意見書をまとめるにあたり、短期間にも関わらず、活発な協議と積極的な参加をいただいた委員の皆様に、感謝申し上げます。

平成24年1月

練馬区障害者地域自立支援協議会会長

高橋 紘士

### 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書の構成について

- ・ 提言は、各専門部会の意見を集約し、自立支援協議会の総意として計画に反映すべき事項をまとめたものです。
- ・ 提言に続く、で示した意見は各専門部会の意見を列記したものです。同様な意見については一つにまとめて表しています。
- ・ 各専門部会の意見は、提言の順に沿うように並べています。

提 言 1

地域の相談支援事業者や障害者相談員、民生委員等と、総合福祉事務所や保健相談所、障害者地域生活支援センターとが密接に連携し情報共有を図る必要がある。

そのためには、地域における相談支援事業者の質と量を充実させる必要がある。

また、発達障害については、こどもから大人まで切れ目のない支援の仕組みを構築する必要がある。

民生委員が受ける相談の中にも、障害のある方やその家族等からの相談がある。しかし、障害のある方に対する相談は技術的にも困難な場合が多い。障害特性等についての理解をすすめることで民生委員も身近な相談窓口になりうるのではないか。

各相談支援機関（総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター等）においては、発達障害児者やその家族からの相談が近年増加してきており、それぞれに、講演会等の取組をしているところである。（仮称）こども発達支援センターの整備により発達障害児については支援の充実が図られるが、成人期になり顕在化した発達障害者に対する相談支援等の施策の充実が必要である。

ケアマネジメントシステムの拡充のためには、地域の相談支援事業者育成が大切である。サービス利用計画作成方法だけでなく、相談支援そのものの充実を図っていく必要がある。

身近な相談窓口は総合的な相談窓口や専門的な相談窓口への橋渡しのような存在としても期待されるのではないか。

障害者基礎調査の結果をみても、障害者にとっての相談先は、友人・知人や福祉施設職員といった日頃身近にいる方々になっている場合が多い。それを踏まえると、様々な事業所が相談支援事業を実施する必要がある。同時に、相談支援事業者が相談できる機関の存在が必要である。

地域の相談支援事業者を充実させていくためには、量の整備だけでなく、質の向上も図っていく必要がある。相談の質の向上とは、専門的な知識を得るだけでなく、障害当事者の希望や意見に真摯に向き合い、共に考えながら課題解決できるよう取り組むことがより大切である。それを踏まえて地域の相談支援事業者の育成を行ってほしい。

相談支援機関が各々個別に頑張るだけでなく、障害当事者一人一人に応じた相談支援ネットワークが構築できるよう、各々役割分担をして相談支援を実施する必要がある。

提 言 2

介護や訓練だけでなく、柔軟な対応が可能な施設サービスの創設が必要である。そのためには、区有地への民間事業者誘致等、区と事業者の協働により、日中活動系サービスや居住系サービスの充実を図る必要がある。

法制度の過渡期にある中ではあるが、既存の障害福祉サービスに馴染みにくい障害者は存在する。ご本人の意向を尊重しつつも、新たな日中活動の場の整備や住まいの場の充実のための施策を検討するべきである。

区有地等を活用して生活介護事業所だけでなく、就労継続支援事業やグループホーム等の誘致を図る必要がある。

計画事業 33「民間事業者支援」について、小規模作業所が就労継続支援（B型）事業等への移行に伴い、特に財政基盤が弱い法人については、支援を充実させ、サービス提供体制を低下させないように努める必要がある。

精神科病院からグループホームやケアホームへの地域移行を推進していく際、初期段階において特に高齢障害者等は手厚い支援が必要となる。よって、期間を定めて「(仮)地域移行加算」制度を創設すべきである。また、グループホーム・ケアホームを立ち上げ直後には空き部屋が生じる場合があるため、期間を定めて空き部屋への財政的支援をする必要がある。

提 言 3

日頃から障害のあるなしに関わらず、一住民として地域の防災等に参加する必要がある。そのためには、地域の関係機関が、障害理解等の啓発活動を行うとともに、障害特性に応じた情報提供を行う必要がある。

福祉避難所について、機能を検討するとともに広く周知を行う必要がある。

地域の中で障害のあるなしに関わらず、顔の見える関係作りを推進していく必要がある。障害のある方も一住民として地域における取組に積極的に参加する必要がある。反面、地域での取組の情報が入手できないことにより、参加できていない面もあるため、改善が必要である。

障害者施策に関する部門計画でありながら、地域全体を包括する計画との関係が非常に強い。今後、障害者地域自立支援協議会において、計画進捗について議論する際には、計画全体の進捗管理に合わせ、他計画であっても、障害者に関連する部分をピックアップし（例えば、要援護者名簿における障害者の数等）具体的な進捗を数値や事例等を通して検証し、情報を共有しあう必要がある。

計画事業 105「防災マップ等の作成・災害時要援護者名簿の活用の促進」と計画事業 106「福祉サービス事業者との災害時の連携」とが連携しあう必要がある。

### 3 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 12 月 18 日

19 練福障第 10943 号

#### 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱

##### (目的)

第 1 条 障害者(児)がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として、練馬区障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

##### (協議事項)

第 2 条 協議会は、つぎに掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営に関する事
- (2) 相談支援事業の調整に関する事
- (3) 障害者施策に関する事
- (4) その他協議会において必要と認める事

##### (構成)

第 3 条 協議会は、つぎに掲げる者をもって委員とし、22 名以内で構成する。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 障害当事者等        | 9 名以内 |
| (2) 障害サービス提供事業者   | 3 名以内 |
| (3) 教育関係者         | 1 名以内 |
| (3) 福祉関係者         | 1 名以内 |
| (4) 就労関係者         | 2 名以内 |
| (5) 地域生活支援センター施設長 | 4 名以内 |
| (6) 学識経験者         | 2 名以内 |

2 協議会に会長および副会長を置く。

3 会長は委員の互選により学識経験者から選出し、副会長は会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

##### (任命および任期)

第 4 条 協議会の委員は、区長が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴取

できる。

( 専門部会 )

第 6 条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

( 守秘義務 )

第 7 条 協議会の委員は、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員は、その職を退いた後も同様とする。

( 事務局 )

第 8 条 協議会の円滑な運営を図るため、福祉部障害者施策推進課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 付 則

1 この要綱は、平成 19 年 12 月 18 日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

付 則 (平成 22 年 5 月 25 日練福障第 493 号)

この要綱は、平成 22 年 5 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。



#### 4 全体会委員名簿

選出区分	氏名	所属等
障害当事者等 (9人以内)	齋藤 洋	練馬手をつなぐ親の会
	佐藤 英明	練馬家族会
	的野 碩郎	練馬区視覚障害者福祉協会
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会
	本橋 昇一	練馬区身体障害者福祉協会
	河合 幼	練馬障害児者を持つ親の会
	木村 英幸	練馬区介護人派遣センター
	木村 智恵子	練馬手をつなぐ親の会
サービス提供事業者 (3人以内)	保谷 良子	コミュニティ・ケア大泉
	遠藤 頼子	NPO法人めぶきの会
	田辺 安之	ショートステイねくすと
就労関係者 (2人以内)	八戸 和子	池袋公共職業安定所統括職業指導官
	谷部 和男 (H24.4～)	
	井戸 正子	(株)アンテンドゥ 専務取締役
相談支援事業者 (4人以内)	林 優子	豊玉障害者地域生活支援センター (きらら)所長
	岩田 敏洋 (H24.4～)	
	石野 哲朗	光が丘障害者地域生活支援センター (すてっぷ)所長
	田中 弘昭	石神井障害者地域生活支援センター (ういんぐ)所長
	千葉 三和子 (H24.4～)	
	道家 寧	大泉障害者地域生活支援センター (さくら)所長
藤巻 鉄土 (H24.8～)		
福祉関係者 (1人以内)	小美濃 千鶴子	練馬区民生委員障害者部会長
	古畑 弘子 (H23.6～)	
教育関係者 (1人以内)	明石 則雄	都立石神井特別支援学校 教諭
	角北 興司 (H24.4～)	
学識経験者 (2人以内)	高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授
	飯島 健志	練馬区医師会 飯島医院

【計22名・敬称略・所属等欄は委員委嘱時のもの】

5 区側出席者名簿

氏名	所属等
中田 圭太郎	練馬区健康福祉事業本部 福祉部長
唐澤 貞信	練馬区健康福祉事業本部福祉部 経営課長
中里 伸之	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課長
山崎 直子	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者サービス調整担当課長
桑原 修	練馬区健康福祉事業本部福祉部 石神井総合福祉事務所長
寺西 新	練馬区健康福祉事業本部健康部 保健予防課長
齋藤 敦	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係長
望月 幸子	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係

6 豊玉障害者地域生活支援センター(きらら)専門部会委員名簿

氏名	所属等	
佐藤 英明	NPO法人練馬家族会	
古畑 弘子	練馬区民生・児童委員障害者部会長	
谷部 和男	池袋公共職業安定所 統括職業指導官	
木村 英幸	練馬区介護人派遣センター	
田辺 安之	大泉病院地域医療連携室	
明星 マサ	社会福祉法人つくりっこの家 つくりっこの家クラブハウス所長	
堀田 法和	都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課援助係 支援担当係長	
岩瀬 三敬	練馬区健康福祉事業本部健康部 関保健相談所 地域保健係長	
松本 直之	練馬区健康福祉事業本部健康部 保健予防課 精神保健係長	
岩瀬 清	練馬区健康福祉事業本部福祉部 光が丘総合福祉事務所 保護第三係長	
椿 康宏	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 経営管理課長	事務局
岩田 敏洋	練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター所長 (社会福祉法人練馬区社会福祉協議会)	
中里 伸之	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課長	
齋藤 敦	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係長	
望月 幸子	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係	

7 光が丘障害者地域生活支援センター(すてっぴ)専門部会委員名簿

氏名	所属等	
市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会	
本橋 昇一	練馬区身体障害者福祉協会	
田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会	
斉藤 洋	練馬手をつなぐ親の会	
山崎 一成	社会福祉法人同愛会 東大泉ハイム	
林 徹	都立練馬特別支援学校	
秋間 ひろ美	練馬区民生児童委員光が丘協議会	
石野 哲朗	練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター所長 (社会福祉法人武蔵野会)	事務局
中里 伸之	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課長	
齋藤 敦	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係長	
望月 幸子	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係	

8 石神井障害者地域生活支援センター(ういんぐ)専門部会委員名簿

氏名	所属等	
木村 智恵子	練馬手をつなぐ親の会	
井戸 正子	(株)アンテンドゥ 専務取締役	
角北 興司	都立石神井特別支援学校	
鈴木 英典	特定非営利活動法人ほっとすぺーす ほっとすぺーす練馬所長	
渡辺 智生	社会福祉法人練馬山彦福祉会 やまびこ三原荘サービス管理責任者・世話人	
飯島 又三	社会福祉法人練馬山彦福祉会 ワークショップ石神井所長	
並木 智恵美	大泉病院社会医療部相談課	
熊谷 彰人	陽和病院相談室	
雄谷 江利子	慈雲堂内科病院医療相談室	
堀田 法和	都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課援助係 支援担当係長	
宮谷 正子	練馬区健康福祉事業本部福祉部 大泉総合福祉事務所 保護第三係長	
村形 明美	練馬区健康福祉事業本部健康部 石神井保健相談所 地域保健係長	
椿 康弘	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 経営管理課長	事務局
千葉 三和子	練馬区立石神井障害者地域生活支援センター所長 (社会福祉法人練馬区社会福祉協議会)	
林 優子	練馬区立石神井障害者地域生活支援センター (社会福祉法人練馬区社会福祉協議会)	
中里 伸之	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課長	
齋藤 敦	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係長	
望月 幸子	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係	

9 大泉障害者地域生活支援センター(さくら)専門部会委員名簿

氏名	所属等	
遠藤 頼子	NPO法人めぶきの会	
的野 碩郎	練馬区視覚障害者福祉協会	
保谷 良子	コミュニティ・ケア大泉	
河合 幼	練馬区障がい児者を持つ親の会	
大橋 径一	練馬区健康福祉事業本部福祉部 大泉総合福祉事務所 知的障害者担当係長	
坂 真理子	練馬区健康福祉事業本部福祉部 大泉総合福祉事務所 障害者支援係長	
藤巻 鉄士	練馬区立大泉障害者地域生活支援センター所長 (社会福祉法人東京都知的障害者育成会)	事務局
中里 伸之	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課長	
齋藤 敦	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係長	
望月 幸子	練馬区健康福祉事業本部福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係	

## 10 全体会資料(各専門部会からの報告)

第1回 平成22年7月15日開催

### 光が丘地域生活支援センター専門部会(権利擁護)(報告)

#### 1 開催日

平成22年6月18日(金)

#### 2 協議内容

第2期自立支援協議会第1回光が丘センター部会となる。第2期部会に移行するにあたり、第1期より引き続き参加される委員により、第2期部会のテーマである「権利擁護」に沿っての今後の協議の進め方について検討した。

すてっぷの講演会で使用した資料により、権利擁護の3層構造について共有。協議会で協議する内容としては、システムアドボカシーとしての「成年後見制度の活用」と、インディビジュアルアドボカシーとしての「地域安心ネットワークづくり」が課題であることが確認された。

成年後見制度については、障害者固有の制度ではないため、障害分野を越えた関係者の参加が必要となることから、協議会本会のテーマとして、横断的な検討チームを設けることが適切との意見で一致した。

#### 3 次回以降の協議内容

障害者の成年後見制度の利用推進に向けた環境整備について協議する。

安心ネットワークづくりについて、先進的な取り組みの学習やケース検討を行い、生活支援センターの取り組みとも連携させながら協議する。

## 石神井地域生活支援センター専門部会（地域移行）（報告）

### 1 開催日

（ 前回の自立支援協議会開催日（平成 22 年 1 月 28 日）から今回の自立支援協議会開催日（平成 22 年 7 月 15 日）までの間で専門部会を開催した日）

- ・平成 22 年 3 月 10 日（水）
- ・平成 22 年 5 月 12 日（水）
- ・平成 22 年 7 月 14 日（水）

### 2 協議内容

- ・平成 22 年 1 月 28 日（木）開催の自立支援協議会に提出した「専門部会からの協議・報告について」を確認し、新年度から精神科病院の長期入院患者の高齢化について大泉病院、慈雲堂病院、陽和病院の各委員から現状報告をしてもらった。  
また、そこから見えてくる現状の課題、原因、対策について話し合いを行い、内容を整理した（別紙「平成 22 年度第 1 回自立支援協議会地域移行専門部会課題提出」を参照）。

### 3 次回以降の協議内容

- ・昨年度は精神障害の分野を中心に協議してきたが、今年度は知的障害分野での現状や課題についても検討を行う。
- ・介護保険と自立支援法のヘルパーで報酬単価が違う等、訪問サービスの現状をはじめ、現状の課題と原因の検討を通して得られた対策等について協議を深め、なるべく具体的な提言としてまとめて行けるようにする。

平成22年度第1回自立支援協議会地域移行専門部会課題提出

A：現状の課題	B：原因	C:対策
<p>A-1：特養や老健は、高齢精神障害者の受入に拒否的であり、地域のアパート等を借りるのが難しいため、また高齢の入院者（特に65歳以上）の方の退院先が無い。</p>	<p>B-1：「精神」に関し「知らない」ことが多く、偏見もあるものと思われる。 具合が悪くなった時などのリスクへの不安もあるものと思われる。</p>	<p>C-1：特養や老健などの施設に精神疾患・精神障害の理解を進める必要がある。 また、アパートの大家さんへの理解を進めると、退院者を物件に受け入れることで不動産業者側に具体的な経済的メリットが発生するシステム構築が必要である。</p>
<p>A-2：介護は、必要だが介護施設入所の枠に入らない人達の退院先が無い。 （要介護1・2の方が結果的に病院に居続けることになってしまう）</p>	<p>B-2：現状では、介護度の高い人が入所しても予算上の加算が余り付かないので施設運営が厳しい。</p>	<p>C-2：居住の場として、地域で少しケアが必要な人を受け入れられ、安価で利用できる新たな施設が必要。</p>
<p>A-3：現在、地域の事業所は、高齢精神障害者の方には、利用しづらい状況があり、高齢の入院者の方が退院後の方に日中を過ごす場所が見付かり難い。</p>	<p>B-3：自立支援法以降、就労移行・継続支援事業では、工賃アップの為作業への比重と負担が増加している傾向がある。</p>	<p>C-3：新しい機能の施設が必要。（同世代でも集えるものが望ましい）</p>



<p>A - 4 : 現在の制度では、GHでは手厚く対応できず、身の回りのことが自分でできないとGH入所は難しい。</p>	<p>B - 4 : 自立支援法では、精神障害者の高齢化をあまり規定してない。</p>	<p>C 4 : ケア・ホーム等の充実が必要。介護度の高い人が入所した時の加算等を充実させるとともに「滞在型」の発想が必要がある。また、居住の場として、地域で少しケアが必要な人を受け入れられ、安価で利用できる新たな施設が必要。</p>
<p>A - 5 : 長期入院者の年齢構成は、団塊世代が中心で高齢化している。</p>	<p>B - 5 : 団塊世代の年齢層では、長期入院での対応が時代的に多かった。(それ以後の世代では、長期入院自体が数的に少なくなっている)</p>	<p>C - 5 : 団塊世代に向けての短期間の制度創設や退院直後の集中的支援が必要である。</p>
<p>A - 6 : 自立支援法には、介護保険の地域密着型サービスに相当するサービスが無い。</p>	<p>B - 6 : 自立支援法では、精神障害者の高齢化をあまり想定してない。</p>	<p>C - 6 : 精神障害者の高齢化という現状に合った制度の創設が必要である。</p>

\* 5月12日(水)開催の地域移行専門部会議事録より。

豊玉障害者地域生活支援センター専門部会（困難事例）（報告）

1 開催日

平成22年9月16日（木）

2 協議内容

相談支援の現状について

- ・何が問題になっているか情報を共有できる仕組みが必要である。
- ・サービスを利用したくても利用できない。利用の仕方が分からない。ネットワークの構築が必要となってくる。
- ・今後、通常の相談支援業務の中で、専門部会員同士（福祉事務所・保健相談所・ハローワーク等）の連携を深めていきたい。
- ・問題を家族が抱え込んでいる場合も多く、訪問支援等も必要である。

3 次回以降の協議内容

当時者を招き、相談支援のあり方・情報提供のあり方等の意見をもらい、課題を見つけて検討を深めていく。

## 石神井障害者地域生活支援センター専門部会（地域移行）（報告）

### 1 開催日

平成22年9月8日（水）

### 2 協議内容

平成22年1月28日（木）開催の自立支援協議会に提出した報告書「地域移行専門部会からの協議・報告について」の提言内容をもとに、今年度上半期は各委員が所属するそれぞれの現場からの現状と課題を報告してもらっている。上記1の専門部会では、精神障害者の方を対象とした作業所、グループホームならびに保健相談所の各委員から現状報告をしていただき、質疑および意見交換を行った。

また、各委員からの現状報告で明らかになった課題や原因、対策について、主に精神障害者および知的障害者の高齢化の問題、高齢障害者の地域移行（退院促進）や地域生活支援に関する問題、地域生活に必要な社会資源の問題、に分類して内容を整理している。

### 3 次回以降の協議内容

- ・各委員の現状報告から明らかになった課題や原因、対策について、全体的な意見交換・協議を行い、優先的に取り組む内容を明確にして今年度の専門部会の提言内容の方向性をまとめる。
- ・前年度に取りまとめた専門部会の報告書の提言の中で、今後、専門部会として取り組むべき項目について検討し、具体化を行う。

## 大泉障害者地域生活支援センター専門部会（困難事例）（報告）

### 1 開催日

平成22年10月4日（月）

### 2 協議内容

第2期練馬区障害者地域自立支援協議会・第1回専門部会の協議に先立ち、当センターの22年度上半期（5～9月）事業報告として利用実績、ペア・ピア相談支援事業および余暇支援事業について報告した。また専門部会委員の補充について検討した。

当専門部会の課題は「（身体障害および知的障害にかかる）困難事例等の検討」である。今回は先に実施された練馬区障害者基礎調査の結果概要（当日配布資料）から「将来の居住場所」について、本人および介助・援助者の意向は、グループホーム・ケアホームだけではなく、ひとり暮らしや家族との生活を希望する割合が大きいことを再確認し、各委員が生活実態について意見交換を行った。

### 3 次回以降の協議内容

各委員が事例を持ち寄り、事例ごとに「困難さ」の原因を探り、そこから見えてくる地域の共通課題を抽出し、解決に向けて議論を進める。

練馬区立豊玉障害者地域生活支援センターきらら専門部会（報告）

～ 困難事例～

1 開催日

平成23年9月15日（木）

2 協議内容

厚生労働省における障害保健福祉関係主管課長会議資料の一部「基幹相談支援センター（案）」（裏面参照）に基づいて、練馬区における障害者地域生活支援センターの今後の役割と方向性について協議を行った。

また、今後の役割として、地域の潜在的ニーズを迅速に相談機関につなげるための相談機関の相談支援体制について、家族会等との連携・協働の必要性について協議するとともに、精神障害者支援における相談支援専門員の育成や当事者活動支援の重要性について討議した。

3 次回以降の協議内容

基幹相談支援センターの役割と関係機関との連携について、検討を深める。

## 基幹相談支援センター（案）

### 1 設置者

市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・地域定着）を行う者、その他厚生労働省令で定める者が設置することができる。

「厚生労働省令で定める者」については特定相談支援事業者（計画作成担当）とする。

### 2 設置方法

身近な地域の相談支援事業者と基幹相談支援センターによる体制を基本とする。

このほか、地域における指定相談支援事業者と状況等により、基幹相談支援センター単独による場合も想定される。

### 3 業務

総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施。

具体的業務は、以下を基本としつつ、地域の実情に応じて実施することとする。

- ・身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応
- ・地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員のスーパービジョンや人材育成（研修、OJT）、広域的な調整、自立支援協議会の運営、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待防止等）

### 4 人員体制

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員体制を確保。

（画一的な人員基準は設けないこととする。）

### 5 財源

一般財源（交付税）

## 練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ専門部会（報告）

### ～ 権利擁護 ～

#### 1 開催日

平成23年9月8日（木）

平成23年11月4日（金）

#### 2 協議内容

前回までの協議で、地域社会が権利擁護の視点を持って障害者の地域生活を支えていくためには、支援者のみでなく、広く地域住民や公的機関が参加した「地域安心ネットワーク」の構築が必要であること。支援ツールとして「安心カード」の導入が有効と考えられることが共有された。すてっぷとして「安心カード」を導入し、試行運用しながら、練馬区として発行するために必要な条件整備について議論していくこととしていた。

「安心カード」は、要支援状態にある障害者を、支援者につなぐためのツールであるが、その後の東日本大震災や大型台風の直撃により、混乱した状況下では、通常は支援を必要としない障害者であっても、容易に孤立し要支援状態となることがわかった。被災時の状況については、第2回自立支援協議会において、各部会委員からの聞き取りにより報告がなされているが、それを受けて今期の議論においては、支援につなぐ仕組みとして、災害時など非日常における活用も念頭に、「安心カード」の活用について議論を進めていくこととした。すてっぷでの「安心カード」試行運用の準備を進めながら、緊急時に「安心カード」を補完して支援情報を共有するためのツールとして、サポートブックやコミュニケーションボード、救急情報キット、災害時要援護者名簿について学び、意見交換を行なっている。

#### 3 次回以降の協議内容

試行運用の経過を報告しながら、並行して「安心カード」を支える「地域安心ネットワーク」の構築について議論し、練馬区としての本運用に向けた課題を整理して、事業提案として自立支援協議会に報告できるように、協議を進める予定である。

同時に、被災時の地域住民協働による支援について、「安心カード」を活用した地域防災との連携の可能性について検討する予定である。

## 練馬区立大泉障害者地域生活支援センターさくら専門部会（報告）

### ～ 困難事例～

#### 1 開催日

平成23年9月22日（木）

#### 2 協議内容

専門部会の継続課題として、障害当事者の「住まい方」＝「地域での暮らし」をテーマに、障害種別や特性をふまえた支援のあり方とこれを担う支援者について、また地域における「互助」の関係など、議論を進めている。各委員からは、以下のような課題が提起されている。

- ・サービスや制度が整うことはもちろん重要だが、制度先行ではなく、近くにいる人と具体的な接点をもてるようになることが大事なのではないか。
- ・地域で自立生活をしたいと思っても、制度や福祉サービスと個別のニーズとがうまくマッチングできない人もいる。
- ・日常の通所先やヘルパーだけではなく、地域全体で見守り、サポートができるシステムやネットワークが必要。
- ・支援機関を増やし、適切に役割分担をして具体的に生活の方向性を組み立てていくための動きがなされることが重要である。
- ・地域生活支援センターの存在、機能について一般的に浸透していない。
- ・「当事者と一緒に動ける」支援者の存在は重要であり、支援者もある程度踏み込んだところまで関わらないと、真に必要なサービスにつなげられないのではないか。

#### 3 次回以降の協議内容

上記のような課題について、当事者の求める地域生活の姿を具体的にイメージしつつ、委員それぞれの立場から議論を深めていく。



練馬区立豊玉障害者地域生活支援センターきらら専門部会（報告）

～ 困難事例～

1 開催日

平成24年6月14日（木）

2 協議内容

豊玉障害者地域生活支援センター専門部会は困難事例をテーマとしている。各委員が所属するそれぞれの立場（精神科医療機関、就労継続支援B型事業所、家族会、民生児童委員、保健相談所、行政関係機関等）から、利用者支援について課題や現状、支援方策について報告しあい、より豊かな地域生活を送るため協議を行っている。

6月14日の専門部会では、困難事例の事例報告を行い、事例を通して相談支援の内容を検証した。また、これまでの専門部会の協議の方向性について確認し、事例性から取り組む協議体として相談支援の在り方等について検討することとした。

【困難事例ケースの概略】

相談当事者           Aさん 30代後半（男性）練馬区内のアパートで単身生活  
本人の障害や疾病   発達障害・うつ（10代後半に発症。入院歴なし）  
手帳の有無、等級   精神保健福祉手帳3級  
最近の相談内容     就労関係機関の対応について、世の中に対する不満について 等

- (1) 関係機関との連携に関して情報共有や相談支援の方法について統一しておくことが必要である。
- (2) 昨年度の専門部会において成年期の発達障害を抱える当事者の相談支援に関して注目してきたところであるが、今年度も引き続き個別性や障害特性等を見極めながら相談支援等について検討していく。
- (3) 発達障害の方は相談支援の場面の中で社会への不満を訴えることが多いが、そうした関わりの中で関係機関とつながっているのかもしれない。

3 次回以降の協議内容

事例ごとの困難さについて個別性と障害特性を確認しながら、そこから見えてくる地域生活を送る上での共通課題を抽出し、解決に向けて議論を進める。

日程：9月27日（木）

## 練馬区立石神井障害者地域生活支援センターういんぐ専門部会（報告）

### ～地域移行～

#### 1 開催日

平成 24 年 5 月 9 日（水）

平成 24 年 6 月 27 日（水）

#### 2 協議内容

石神井障害者地域生活支援センター専門部会は、主に精神障害のある入院患者が、地域生活に移行・定着していくために各委員が所属するそれぞれの現場（精神科医療機関、就労継続支援 B 型事業所、障害者グループホーム、福祉事務所、保健相談所等）からの課題や支援方策について現状を報告し合い、退院の促進に向けて協議を行っている。

今年度の専門部会では、2 回に渡って 4 月からの自立支援法の一部改正に伴った相談支援事業の新制度について学ぶとともに、新体系における地域移行・地域定着支援の方向性について東京都立中部総合精神保健福祉センターより説明を受け、新制度に向けて各委員が共通の認識が持てるように、質疑および意見交換を行った。また、これまでの専門部会の経過報告を行い今年度の専門部会の協議の方向性について確認をし、障害者の地域移行に向けて、ライフステージ（年齢・心身状況等）に応じた支援の在り方を検討することとした。

主な協議課題については下記のとおりである。

- (1) すでに高齢期に入り、要支援・要介護状態にある方、あるいは認知症等を発症している方への支援
  - ・障害者自立支援法と介護保険法における関係機関の有効な連携方法について
- (2) 高齢期を迎える、比較的心身状況が安定している方への支援
  - ・居住サポート体制の確立

#### 3 次回以降の協議内容

- ・ライフステージに応じた相談支援事業の意見交換と現状の把握
- ・精神の障害を抱える高齢者の居住支援について

日程：8 月 1 日（水）

## 練馬区立大泉障害者地域生活支援センターさくら専門部会（報告）

### ～ 地域生活～

#### 1 開催日

平成 24 年 6 月 21 日（木）

#### 2 協議内容

専門部会で継続して協議してきた障害当事者の「住まい方」＝「地域での暮らし」をテーマに、さらに地域における「互助」や「支援のネットワーク」について議論を進めた。各委員からは、以下のような課題等が提起された。

- ・ 将来の暮らし方において、本人が希望する形態が多様化している。あらためて「互助」の必要性が問われている。
- ・ 「地域」とか「コミュニティ」といっても、言葉自体が漠然としている。本人に関わる支援ソフト（フォーマル・インフォーマル）をもう少し丁寧にみていく必要がある。そうすることで、地域生活の現実も見えてくる。
- ・ 高齢の親が、障害者を介護し続けている。施設入所しかない、という発想から抜け出せない実態がある。
- ・ 近いところでの「互助」が必要である。参加しやすくするための「呼び水」となるものを仕掛ける必要がある。
- ・ 近隣で、誰かが最初の動きをしないと、自然発生することはないと思う。ある程度のスキルのある人が機能を作り出さなければ、それ以上の広がりはない。
- ・ 課題のわかる人、例えば、支援者または関係機関などが、当事者への個別的・直接的なサービスだけでなく、地域のコミュニケーションを活性化する役割を担うことが必要なのではないか。

#### 3 次回以降の協議内容

当事者の求める暮らしに近づいてゆくために、「誰が何をしなければならないのか」を中心に議論を深めていく。

## 各専門部会の報告

専門部会	開催日	内容等
光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ専門部会	平成24年10月19日	第3期障害者地域自立支援協議会に向けた検討課題について、意見交換を行った。
石神井障害者地域生活支援センターういんぐ専門部会	平成24年8月1日 平成24年10月3日	<p>精神科医療機関の入院患者の高齢化の実態を踏まえ、地域移行・地域定着の視点から、主に以下の2点について、関係機関から聞き取りを行い、情報共有を図った。</p> <p>(1) 長期入院していた高齢期の精神障害者への支援の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援法と介護保険法における関係機関の有効な連携が必要である。</li> </ul> <p>(2) 地域で暮らす高齢者のサービス利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で安定的な生活を定着させるために様々な体制整備が必要である。</li> <li>・居住サポート体制の確立</li> <li>・生活訓練等、日中活動の場の創設</li> <li>・医療体制の整備</li> </ul>
大泉障害者地域生活支援センターさくら専門部会	平成24年9月27日	<p>第2期のまとめに向けて、専門部会における協議の中で出てきた課題について整理を行った。</p> <p>(1) 事例に基づき支援の方策を検討していきながら、地域の中で相談支援の充実を図るためのネットワーク作りをしていく必要がある。</p> <p>(2) いざという時に協力し合えるネットワークの構築が本部会の目指す最終目的ではないか。</p> <p>(3) それぞれの課題の違いと共通性を見出し、サービス利用、地域の理解促進、地域資源作り、必要に応じて区への提案等を進めていく基礎づくりが本部会の持つ方向性ではないか。</p>

第2期(平成 22 ~ 24 年度)練馬区障害者地域自立支援協議会活動報告書  
平成 25 年(2013 年)3月  
練馬区障害者地域自立支援協議会  
事務局:練馬区健康福祉事業本部 福祉部障害者施策推進課事業計画担当係